

## 第9回総務文教常任委員会会議録

1 開会日時 平成27年8月18日（火）午前10時0分

2 閉会日時 平成27年8月18日（火）午後1時31分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番	佐々木雄司君	2 番	光成 良充君	9 番	松田 勲君
10 番	北川 勝義君	14 番	下山 哲司君	16 番	実盛 祥五君
17 番	金谷 文則君				

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	内田 慶史君
教 育 長	杉山 高志君	総合政策部長	原田 昌樹君
総合政策部参与	小寺 康生君	総合政策部参与兼 秘書企画課長	徳光 哲也君
総 務 部 長	馬場 広行君	財 務 部 長	近藤 常彦君
教 育 次 長	奥田 智明君	赤坂支所長兼 市民生活課長	正好 尚昭君
熊山支所長兼 市民生活部参与	田中 富夫君	吉井支所長兼 市民生活課長	荒島 正弘君
消防本部消防長	木庭 正宏君	総 務 課 長	入矢五和夫君
くらし安全課長	歳森 正年君	財 政 課 長	藤原 義昭君
管 財 課 長	高橋 浩一君	税 務 課 長	末本 勝則君
収納対策課長	土井 常男君	教育総務課長	藤井 和彦君
学校教育課長	石原 順子君	社会教育課長兼 スポーツ振興課長	前田 正之君
消 防 本 部 消防総務課長	小竹森美宏君		

7 事務局職員出席者

議会事務局長	富山 義昭君	主 幹	黒田 未来君
--------	--------	-----	--------

8 協議事項 1) 事業の進捗状況について

2) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（北川勝義君） 皆さんおはようございます。

ただいまから第9回総務文教常務委員会を開催したいと思います。

開会に先立ち、市長のほうから御挨拶いただきたいと思います。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 委員の皆さんおはようございます。

本日は第9回の総務文教常務委員会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

毎日暑い日が続いております、委員の皆様方にも御健康には十分御留意をいただきたいと思っていますところでございます。

きょうの委員会への付託案件でございますけども、事業の進捗状況及びその他の案件、たくさん議題を用意してございます。慎重なる御協議、御審議のほうをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それでは、協議事項に入ります。

1番目の事業の進捗状況についてを執行部から説明願いたいと思います。

各順をお願いいたします。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） それでは、総合政策部の資料をごらんください。

総合政策部からは、全部で5件お願いをいたしております。

まず、1ページ目でございます。

第1回あかいわ創生有識者会議の報告ということでございます。

前回の7月の委員会でも概略のほうは説明を申し上げましたけども、先日、7月21日に第1回のあかいわ創生有識者会議が開催されております。この会議におきましては、人口減少問題に対応いたしまして、赤磐市の持続的な発展を図るために、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、赤磐市の人口ビジョンと総合戦略の策定に関する検討を行い、また策定後の総合戦略に基づく施策の推進状況等を検証、評価するあかいわ創生有識者会議を設置いたしましたものがございます。

記といたしまして、委員には15名お願いしておりますけども、前回の委員会的时候にはお名前を掲載してないものをお配りをいたしましたけども、本日は2ページ目のほうに有識者会議の委員の名簿をつけさせていただいております。その中から互選によりまして、会長佐藤豊信様、

それから副会長島津義昭様になっていただいております。

この会議におきましては、まち・ひと・しごと創生に関する説明、あるいは赤磐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの素案、及び赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子案につきましての意見の交換をいただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほどありましたように、7月21日に第1回目の会議、今月の26日に第2回目の会議を予定をいたしております。また、それを受けまして、9月上旬、当委員会にお示しをし、パブリックコメント等をいただくということにいたしております。また、10月上旬には第3回の会議を開きまして、中旬ごろのこの委員会のほうにも最終案をお示しをしたいというふうに思います。10月末日をもって策定ということにいたしたいというふうに思っております。

続きまして、3ページになりますが、平成27年度一般会計補正予算（第2号）につきましてでございます。

今回は、まず歳入としまして、総務費の国庫補助金といたしまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる国の交付金でございますが、これの地方創生先行型ということで上乗せ交付金分を申請いたすようにいたしております。これは全国で約300億円の新たな交付ということでございまして、本市からもそこにあります3点、買い物支援・見守り事業としまして800万円、あかいわに戻ろうプロジェクト事業として2,000万円、クラウドソーシング定着事業として1,000万円を要求をいたしております。

また、2点目に一般寄附金といたしまして、ふるさと赤磐応援寄附金でございますが、6月の議会におきましても増額をお願いいたしましたが、なお好調ということから、今回310人分の930万円の増額補正を予定をいたしております。

3点目といたしまして、受託収入、広域路線バスの赤磐・和気線の運行事業の受託収入ということでございます。これも6月議会におきましては赤磐市単独の予算を組んでおりましたけれども、和気町との共同運行ということで、和気町から運行費にかかります事業費の2分の1、256万2,000円を歳入をいたすものでございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、企画費の中の企画関連事業といたしまして、先ほどのふるさと赤磐応援寄附金の謝礼あるいは手数料といたしまして、歳出を予定をいたしております。

それから、地域おこし協力隊の募集経費ということでございます。来年、28年4月に新たに採用見込みということで、事前に本年度協力隊の募集を図りたいというふうに考えております。それにかかります経費、職員の旅費でありますとか、PR諸経費等196万5,000円を予定をいたしております。なお、これにつきましては、翌年度全額特別交付税措置をされるということになっております。

続きまして、市民バスの運行事業でございます。これにつきましては、熊山の市民バスある

いはスクールバスと兼用いたしておりましたバスで6月に子供さんがけがをするという事故がございました。その後、修繕等を考えておりましたが、15年からリースをしております古い車両でありますし、また走行距離も53万キロになろうといたしておりますので、修理費等も大変かさんできているという状況から、新たにバスを購入するというものの費用でございます。

次の広域路線バス運行事業につきましては、先ほどの歳入の財源更正でございます。

続きまして、4ページでございます。

あかいわに帰ろうプロジェクト事業ということで、先ほどの創生資金を活用いたしまして、県外に出ている方々に赤磐に帰ってきていただくという事業でございます。

事業の柱といたしましては、赤磐市が開催する就職説明会であるとか、婚活イベント等へ参加するために県外から帰省する若者に対して交通費の一部を助成する帰省費用等助成モデル事業、それから都市圏等で活躍をしている赤磐市の出身者とのネットワークを図っていく都市圏等における同郷出身者ネットワークの組織化事業、3点目といたしまして、そういった組織をした方々に対します情報発信、あるいは地元への行事の御案内、就職の情報であるとか移住定住等の説明会等の情報を発信するということで、赤磐への関心を高めていただいたり、帰省、Uターンのきっかけをつくらうということでの赤磐市出身者への情報発信体制の整備事業という大きな3点を柱としたものでございます。それぞれの必要経費を計上いたす予定にいたしております。

次に、クラウドソーシング定着事業でございます。これにつきましては、ICTを活用いたしまして、自宅にいながら仕事ができるという新しい事業をモデル的に実施したいというふうに思っております。

子育て等が落ちついて再就職がしたいという、そういった、特に女性等をターゲット、あるいはアクティブシニアという高齢者の方々を活用して、自宅等で自由な時間で、場所等にとらわれない働き方、そういったものを活用できないかというものでございます。そういったセミナーであるとかスタートの講座、あるいはレベルアップのサポート等を行う事業といたしまして企画をいたしております。

続きまして、債務負担行為でございますが、平成28年度から30年度にかけて、赤磐市の広域路線バス、赤磐・美作線の運行業務の委託料5,451万4,000円、それから市民バスの運行業務委託料の路線、小野田線、豊田・熊山線、可真・桜が丘東線、松木・下市線につきまして、6,600万7,000円を債務負担行為として上げさせていただく予定でございます。

続きまして、5ページになりますが、岡山連携中枢都市圏の形成に向けた協議についてということでございます。これにつきましては、総務省の新たな広域連携促進事業というものを活用いたしまして、岡山市を中心といたしました岡山、津山、玉野、総社等、赤磐市も含めまして、8市5町で共同していろいろな公共施設あるいは医療、産業、交通等に関しまして連携が

できないかというものを調査をいたしまして、本年度一部試行していくものでございます。

現在の状況といたしましては、2番目にありますように、岡山市のほうが新たな広域連携促進事業として事業を申請、採択を受けております。

内容につきましては、そこに記載のとおりでございますが、今後、都市圏連絡協議会というものをこの8月20日に開催をいたしまして、協議会を設置をするという方向でございます。今後それぞれの分野にわたりまして、具体的にどういった連携ができるかというようなことを会議等を開きまして検討してまいります。そういった事業でございます。

続きまして、オールあかいわ宣伝隊、旬のあかいわ白桃フェアの報告でございます。

先般の委員会でも簡単に御説明申し上げましたオールあかいわ宣伝隊、赤磐市、商工会、J A観光協会が中心となりまして、宣伝隊を組織いたしております。この宣伝隊のほうで岡山市、東京、それから大阪、この3カ所で旬のあかいわ白桃フェアというのを開催をいたしております。これは、首都圏や関西圏等におきます都市生活者に向けて、オールあかいわで赤磐市の情報を発信し、定住、企業誘致あるいは地域農業の活性化、観光物産などをPRするというものでございまして、そこに記載をさせていただいております3カ所、それぞれの活動を実施してきているところでございます。詳細につきましてはごらんをいただきたいと思います。

続きまして、その他でございますが、最後の8ページのほうに資料をつけさせていただいております。

先日、8月11日でございますけれども、宇野バスのほうから、美作線の林野方面のバスの時刻につきまして減便をしたいという申し入れがございました。

内容につきましては、そこにございますように、上段が林野方面行きでございますが、表町バスセンターを5時30分に出ている林野駅行きでございますが、周匝上段にする。それから、最終便の7時発の便を減便ということでございます。また、逆に林野駅方面から岡山方面に向かう便でございますけれども、現在林野駅を6時15分に出ている便を町苅田までが廃止になりまして、この便がネオポリス発に振りかえるということ、それから現在、仁堀の発7時25分でございますが、これにつきましては減便をしたいということの申し入れでございます。

急なことでございまして、現在対応に苦慮しておりますけれども、9月1日から実施したいというふうな申し入れでございます。

総合政策部から簡単でございますが、以上でございます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

皆さん1つずつで聞かせていただきましょうか、質問。どうしましょうか。

よろしいな、そのほうが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん質問がありましたらお願いしたいと思います。

ちょっと皆さん考える間、ぼくちょっと二、三点。

創生有識者会議の委員なんですけど、これは市長が嘱託で委嘱してやられよんで別に問題ねえと思うんですけど、これ見とったら公平性とかいろいろ考えたら、ちょっと話変わる、前も産官学のときに岡大とベネッセと何ですんなど、商大はねんか、理大はねんかという話をしたことがあります。その中でこれ見たら、出てくるのは岡山商科大学と岡大は、これは出てきとんです、理大はねんですけど。それから、山陽学園はあって、あとは就実学園とかというのは全然ないんです。というんで、津山のほうの美作大学とかというのはねんじゃけど、今言うのは、なぜこういうことで振り分けをされとんか、わかれば教えていただきたいんが1点。

せえで、僕が思うたのは、県とか、大体違うところは皆赤磐市の出身者がおるけんかなあと思うたり、そうばあじゃちょっとおかしいんじゃねえかなと考えたんで、山陽学園が悪いとか言よんじゃねえ、うちの保育所の園長しょうた荒島礼子さんというて、僕は同級生じゃから一生懸命、活発に頑張ってくれるのはええんじゃけど、山陽あったら就実もあってもええんかなとか思うたり、関西とか、例えば今ちょっとそう思うたんが、どんなんかなあということで選別したんかというのをわかれば教えていただきたいんが1点です。

それで、できましたらこれについて、有識者会議をしとるというのを、やっぱりこういうなんを広報のほうで、こういう有識者会議をしとんじゃという、こういうメンバー全部入れんでもええんじゃけど、こういう内容で今赤磐市が取り組んでやりよんじゃというのを、一遍委員会でもあってしたら広報へ出していただきてえと、1回終わったら、と思うとんです。7月21日に既に1回目は動いとんじゃが、1回目動いてこうなって、こういうことの骨子というんですかな、こういう考えでやらせてもらよんじゃと、前向きに取り組んでいきよんじゃというようなことを概要についてだあつと書いとんじゃけど、第1回の開催してと、こう余り難しゅうじゃのうて、わかりやすくざっくばらんにしていただきゃあ、何でこう言ようるというたら、広報のほうも、議会だよりのほうもやっぱり読みやすいんがえかろうと、かてえばあじゃったらやっぱり読んでいただければからということでやろうということなんで、読む人も、もう少しできたらええんじゃねえかなと思うたんです、それが1点です。

それから、この3ページの一般会計のとこの買い物支援・見守り事業というのは、これはどこがやるんか、これは総務文教には関係ねえでしょう。総務文教は、あかいわに戻ろうとクラウドソーシングのじゃと思うんじゃけど、ちょっとどっかすぐわかりゃ教えていただきたいというんと。

それから、歳出のほうで、地域おこしが28年4月に決定するというて、交付税の算入になつとんじゃけど、これ何人入れるんかというのをもしわかりゃあ1人か2人か、わかれば教えていただきたいと思います。

それからもう一個が、もう2つじゃけど、4ページのクラウドソーシングの定着事業というんで、ITとか利用して自宅にいながら仕事とか子育てが完了したことをやられるとか、講座

とかレベルアップする、どっかの会社を対象に、会社というのかな、何かできるという具体的な、後削除してください。例えば・・・じゃったらこっちでできるんじゃないとか、例えばそんなんをやる予定があるんかねんか。ただ講座をしたり、こういうことがあるんですよと、こういうやり方があるんじゃないというレベルアップするんか、それで会社もぜひこういうとこもうちもやってみてえと、一緒に参加してやられるようになるんか、どうなるんか、わかればそれもちょっと教えてほしいんで。考え方としてはパソコンを使うたりしてから在宅において、小説書く人とかというたらどこでも書けますが、例えばの話、専門的なことじゃねえんじゃ会社でもこっちしてからできるというようなことができるんじゃないろうか、わかりゃあ具体的にどうなるか教えていただきたい。

それから、もう2つあるんです。岡山連携中核都市の形成に向けたということで、8市5町入られるんでええんですけど、せっかくこれも市長さんをお願いしてえのは、岡山市が都市圏連絡協議会の開催するということで、補助金もろうてやられるんじゃないけど、岡山市の補助金もらうだけのことをやりよんじゃのうて、赤磐も岡山市のベッドタウンというたらおかしいんじゃないけど、通勤も使っていたらきょうるということになりゃ、逆に言うたら、前々から言うてる、ここ中で、お願いがこういうことは出てくるんか出んかというのはわからんですけど、僕は佐々木委員やこうも言わりようた、僕らが言よんのは、東岡山の駅じゃとか、僕も一般質問しょうりゃあせんのじゃけど、バスの連携というんですか、瀬戸駅だけじゃのうて、東岡山行くんじゃとか、上道の駅行くんじゃと、上道はわからんけども、そこらあのことを赤磐市だけじゃできん、岡山市と一緒に参画してやらにゃあおえんでしょ、そういうなんをぜひ今後のときに意見言うたり、そういうことに向けてやっていただきてえ、人口減少もやっばりどうなっていくということを考えたら、ここから足がのうなったらだんだん出ていくということになるんで、極端な話が継続していただけるには片鉄線でものうなったら、学校行く、和気校行くんが、吉井から、皆無になるじゃねえかというような話と、少のうなってくる。そこんところを考えたらすべきじゃねえかなと、そういう話が出るか出んかというの、もし出たらやっていただきやええんですけどと思います。

それから、もう2点ある、オールあかいわ宣伝隊に中はずっとこれはようわかりました、読ませてもろうて。一つ香港のあったでしょう、この間の。これ産業か、桃じゃけん。関係ねえんか、うちには、総務文教では。総務文教は関係ねえんじゃな。じゃけど桃や何やかんやしょうるけんちょっと関係あるかなと思いました、わかりました。よろしい。

最後に、8ページのバスの、これ決定ですか。宇野バスの思いどおりで決定です、これ。大変なことになるんじゃないかと思うて、岡山行く人やこうはもう困るんじゃないかと思う、通勤で。1番は乗れるけど、全部困る。これはどういう考えとん、決定ですか。

以上、それだけちょっとわかりゃ簡単に回答よろしく。

はい、原田総合政策部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） おはようございます。

北川委員長の御質問にお答えします。

まず、最初の有識者会議のメンバーの人選ですが、今回赤磐市の将来人口減少問題に備えて、将来についていろいろ考えていただくということで、市にゆかりの方を中心に人選をさせていただいております。それと、今総合計画のほうをまちづくり審議会のほうで、御議論いただいているので、約半数はまちづくり審議会のメンバーとダブらせていただいております。

それで、大学のほうですが、今回新たに入っていたいた曾田佳代子さんは岡大の先生なんです、熊山御出身、それから荒島礼子さんは山陽学園短期大学の准教授なんです、吉井出身の方ということで、そういったことで就実が入ってなかったりするんですが、理大がなかったりするんですが、教育分野それから子育て分野ということで、赤磐市にゆかりの方でこういった方を人選をさせていただいております。

それから、広報でのこういった会議の開催状況のPRについてですが、こちらのほうは、広報のほうで会議の経過等、わかりやすく情報提供のほうをやっていきたいと思います。

それから、3ページになりますが、買い物支援・見守り事業でございますが、こちらについては保健福祉部の社会福祉課のほうで対応をしていただくように予定をしております。

それから、地域おこし協力隊の募集経費の関係で、来年度何人入れるかということですが、人数のほうについてはまだ確定しておりませんので、これから調整をしていくところでございます。その採用に向けて……。

○委員長（北川勝義君） 大体何人ぐらい、大体でええ。2人とか1人とか。

○総合政策部長（原田昌樹君） 今のところ2人ぐらいの予定で考えております。

○委員長（北川勝義君） 予定じゃな。

○総合政策部長（原田昌樹君） はい、予定でございます。

それから、クラウドソーシングの定着事業でございますが、こちらのほうはとりあえずこういったものがあるというセミナーをしたり、そういった対応の訓練をするんですが、まだ具体的に市内のどこの会社が参加しているかというあたりはこれからの話になりますので、まだ具体化はしてありませんが、実際にこういった講座をする会社のほうが、仕事のほうの紹介も最初の段階ではしてくれることになっておりますので、そういったところから最初入っていくことになると思います。順次、市内でもそういったニーズを拾いながら対応できればというふうに考えております。

それから、資料の5ページでございますが、連携中枢都市圏の形成に向けた事業採択、公共交通、バスのことにつきましても、こういった中で議題としては取り上げるようにうちのほうからも話をしてまいりたいと思っておりますので、またそういう議題になれば積極的に発言のほうをしていくようにしてまいりたいと思います。

○委員長（北川勝義君） 交通等があるからな。バス、宇野バス。



○総合政策部長（原田昌樹君） バスのほうですが、宇野バスから先日話がありまして、宇野バスのほうが陸運支局のほうに話を事前に、うちへ来る前にしてきておりまして、そちらのほうではやむを得ないだろうというような話をいただいているというふうにうちのほうは聞いております。

○委員長（北川勝義君） 9月からやめるんかな。

○総合政策部長（原田昌樹君） はい、というふうに聞いております。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

○総合政策部長（原田昌樹君） はい、以上です。

○委員長（北川勝義君） 再度なんじゃけど、1回目のはようわかりました、これはええんです、してくれりゃ。

僕は、理大へたしか吉井から出とられて、理大の野上さんという教授がおるような気がして、ずっと昔の吉井のときの教育長の息子さんで野上の本屋さんというて、本屋さんしょうたんで、周匝へ家を建っておられるんじゃけど、もう退職しとんかもしれんですけど、今ちょっとそう思うたんで、その人も、その人も言うたらおえんけど、ちょっと思うただけで別に知らなかったら、両方まちづくりとなつとるといふんじゃつたらええと思いますんで。

クラウドソーシングというのは、あかいわに戻ろうも合わせてじゃけど、市内の会社の説明会というけど、削除してくれたら、・・・出すとか、例えば言うたんじゃけど、例えば行政じゃそういうことはできるんかな。赤磐市の行政があるでしょ、とかというたらそういうこと可能なんかな。どんなんですか、こりゃ。

はい、部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） これからの検討になるかと思うんですが、例えば中の原稿起こしをするとか、テープ起こしをするとか、議事録のそういったのを打つのを、逆に言うと出すのは可能性としてはあるんかなと思います。

○委員長（北川勝義君） いや、僕、何か言いたかったのは、率先してやるんじゃつたら、市のほうもかんだほうがあえんかな、何かやったほうがあえんかなと、ちょっと今思うただけのことで、何がどうこういうわけじゃねんじゃけど。わかりました。

それから、最後です。バス、これは陸事に言うてこられた、陸運事務所に言うんじゃけど、うちにはいつ言うてこられたん、市のほうへは。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 市のほうへの申し入れにつきましては、8月11日でございます。その前日に運輸支局のほうに説明に行かれたというふうに伺っております。また、同日に美作市のほうにも報告に行かれております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

これは言うてきたらもうおえんというこっちゃな。宇野バスがやめます言うたら、はい言わにゃおえんわけじゃな、極端な話ししたら。公共交通がそういうなん、前から言よんじゃけどおかしい。

それで、この後の対応はどうされるわけ。9月1日というたら、あとはっきり言って10日ほどしかねんじゃねん、2週間ほどしか。別にええんじゃろうか、これで不自由ねんじゃろうか、皆。一番やっぱりマイナスのところを宇野バスが出しとんじゃろう。乗るんが少ねえとこを出されとんじゃろう。参考に聞いとられる、何人というたりするの。徳光参与は聞いとられるん。

徳光参与。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 今回の申し入れにつきましては、宇野バスさんのほうからは、直接この便が何人だったというのは聞いてりませんけども、私のほうも気になりまして、実際この便の前を走ったりして、どの程度乗客がいるかというのを確認いたしましたけども、学生さんが二、三人、それから一般の方が二、三人、このバスには……。

○委員長（北川勝義君） それはいつの、どこの。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） 6時15分林野駅発の分でございます。この減便の前に6月に時刻変更を行っておりますが、そのときにいただいた資料によりますと、やはり人数的には町苅田までは10名程度ということで、少なかったというふうに聞いております。

○委員長（北川勝義君） 町苅田までが10名程度。

○総合政策部参与兼秘書企画課長（徳光哲也君） はい。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

他の皆さんありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） なければ、ちょっと僕。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） おはようございます。

何点か私のほうから御質問させていただきます。

まず、2ページの創生有識者会議なんですが、これについても今既に選ばれているものですから、これからどうかこうとかというようなメンバーの入れかえ等々を、これを申し上げるわけにはいかないと思うんですけども、ただ人物プロフィールというか、人物の特性に合わせて、お話を引いたり足したりしながら、この運営を図っていただくような必要があると思うんですが、それぞれの特性というようなものは、この会議を主催する側としてつかんでいるんでしょうか。つまり、会議自体を掌握できてるんですかということをお尋ねをしたいと思います。

あと、3ページ、4ページにわたるんですが、あかいわに戻ろうプロジェクトとあと地域おこし協力隊の募集経費なんです、あかいわに戻ろうプロジェクトですけども、オールあかいわ宣伝隊とかぶるところがあるんじゃないかなと思うんです。オールあかいわ宣伝隊の中で地域おこし協力隊の御紹介をして、PR活動をしてもいいわけでしょう。できないことはないですよ。要するに、交付金100%だから、いただけるものなので、それをこの名目で使ってしまうということであれば、例えばオールあかいわ宣伝隊事業のほうで、その事業の見直しができて、こっちのほうで地域おこし協力隊の部分でできるから、あるいは地域おこし協力隊の部分がそんなにがんじがらめにひもがついて厳しく条件がついていなくて、予算の振りかえというようなものができるのであれば、薄まっているところにその分の予算をつけかえるとか、真正面からとりに行ってるというか、事業というものを迎えに行ってるなという印象を受けたりしております。そういったことが可能なのかなのか、要するに交付金の条件というものがどうなのかということをもうちょっと御説明いただけたらと思います。

あと4ページあかいわプロジェクト、ごめんなさい、これ佐々木さんのことでもありますよねというところでお聞きいただいてもいいんですけど、できるならば差っ引いていただいて考えていただきたいんですが、この中で婚活事業という話があって、若い方という、赤磐に戻ってきていただく際の、婚活イベントとかに戻ってきていただく際の交通費等々という話をさせていただきましたけども、どの程度若い方ということで想定されていらっしゃるのかなと思ったりします。今こういったようなものを内閣府さんでしたっけ、主体的におやりになられているのは、国のほうではたしかそうだったと思うんですが、内閣府さんの統計では今の若い方というよりはむしろ30代、40代、45、6、7ぐらいまでの未婚、子なしのほうの問題ではないかというような学識のほうの指摘も出ているわけです。ということになったら、若い方というものが45歳、46歳、47歳というようなものに赤磐市のほうで当てはまるような考え方をしているのか、持っていないのか、これちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

続いて、5ページなんです、岡山中枢都市圏の形成に向けた協議について、目的を見ましても、2番の現在の状況を見ましても、今後の予定3番まで見ましても、非常に有益なことを書いていらっしゃるって、これからこういうことをやっていかなきゃいけないというふうには感じるんですが、しかし赤磐がこういったものに参加をするということになったら、目的を持って参加しなきゃいけません。岡山市さんが主体となって進めるようなものを拝聴申し上げて、何か歩調を合わせるようなところはないかなということで、受け身のような形ではなくて、赤磐の課題や赤磐の問題を持って行って、それでこの中で皆さんに御協力をどのようにしていただけるか、同意形成を図っていくのかということの努力をしていかなきゃいけない。ということになれば、何か目的を持ってこの協議に参加されるんでしょうから、何をしに行くのか、何を目的と思って行かれるのか、こういった課題を解決しようとしてこの分に参加されよ

うとしているのか、今そういった考えがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

最後になります。ごめんなさい。ちょっと厳しいことを申し上げますけども、バスの件です。

これ宇野バスさんと連携とれてないっちゃうことですよ、ふだんから。今お話を聞いておりましたら、想定できている範囲でした。バスに人が乗っていない、民間企業に当てはめたらこれじゃあ赤字になるだろうと心配にならなかったんですか。普通だったら心配で心配でたまらないと思うんです。民間企業でこれじゃやれないだろうと、であればどうするのかというような先手の動きというのはなかった。だから、宇野バスさんはいいよそれだったらみたいな感じで引いちゃったんじゃないんですか。ということになれば、赤磐市もやったらやりっ放しなんですかっちゃうような、そういう雰囲気を持たれてるんだとすれば、今後同じような話というのは続出する可能性があります。これをどのように改善していくのか、連携を今後どのようにとって、ふだんから人間関係をつくっていくのか、宇野バスさんの様子をどのようにつかんでいくのか、思惑をつかんでいくのか、先に運輸局のほうに行かれる前に話つかんでおかなきゃいけない話じゃないんですか。厳しいことを言いますが、多分できてないと思います、行政のほう。そこら辺のお考えというのをどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

多岐にわたりましたけども、大丈夫ですか。

○委員長（北川勝義君） はい、原田総合政策部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 佐々木副委員長の御質問にお答えいたします。

まずは、2ページの有識者会議の件ですが、今回、分野を見ていただければわかると思うんですが、教育、子育て、それから労働分野、こういったあたり、それから産業振興の面、農業はもちろんですけど、こういった分野にかなり力を入れたような人選にさせていただいております。仕事をつくって、人を呼び込んで、赤磐市を元気にしていこうというような思いの会議でございますので、そういった分野の方をお願いをしてやらせていただいております。

人物プロフィール、特性ということですが、この前も第1回の会議を開催しまして、各委員の方々からいろいろ御意見をいただきながら、会議の運営のほうはさせていただいておりますので、引き続き会議のほうは適切に市のほうで運営をさせていただけるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、3ページ、4ページ、あかいわに戻ろうプロジェクト、それから地域おこし協力隊の募集経費が宣伝隊とダブるのではないかと。協力隊の募集につきましては、宣伝隊のほうでも、募集しておりますというのは話をできる場面ではしていておりますが、やはり協力隊、各市町村、全国でいろんなところが取り組んでおりますので、できるだけいい人物を赤磐へ引っ張ってきたいという思いがありまして、特に募集をこの補正で出ささせていただいて、しっかりPRをしてということで今回補正予算でお願いをしておりますので、そのあたりはしっ

かりと、いい人を引っ張ってくるためにもお願いをしたいと思います。宣伝隊のほうでPRしていく際にも、協力隊募集のPRはしていこうとは思ってはおりますが、宣伝隊のほうはどちらかというと赤磐の特産品なんかのPRのほうに重きを置いておりますので、今回地域おこし協力隊の募集経費という予算を別でとらせていただいて、いい人材確保のためにも補正予算をお願いしたいと思っております。

それから、あかいわに戻ろうプロジェクトの対象の年齢は、特に大学で出ていかれる方が多いので、そういった方が就職の際に赤磐へ戻ってきて就職していただくのをメンターゲットに就職説明会を赤磐市で開催して、その帰ってくるための募集経費の助成なんかもしたいと考えております。それから、婚活イベントもやっていきますので、それにも逆に帰ってきていただいて、赤磐市の人と結婚して逆にこっちへ住んでいただけると非常にうれしいというふうにも思っております。対象は、ですからメインは大学卒業生から結婚対象をしていただくあたりが対象になってきますが、それと首都圏のほうへ出ていった方を赤磐市の出身者でつくる市人会のようなネットワークのようなものをつくりたいと考えております。そういったものができれば向こうへ出ていった方のサポートもできますし、こちらへ帰っていくようなきっかけも生まれるかなと、将来的に市のそういったネットワークは財産になってくると考えておりますので、ぜひともこういったものを手がけていきたいと思っております。

それから、岡山市との、資料5ページの連携中枢都市圏の協議ですが、こちらのほう受け身ということではなくて、赤磐市としてもさまざま課題がありますので、そちらのほうは持っていきたいと思っております。

何をしていくべき、先ほど委員長からもありましたバスの話、駅への乗り入れ、公共交通の問題もございますし、それから赤磐市には逆に言うと観光面でいきますと泊まれるところもございませんので、そういった話。それから、救急医療でいきますと、重症患者の受け入れのほうは今岡山市内のほうの病院へ行っているようなことがほとんどでございますので、そういった救急医療の問題、医療の問題も含めて、さまざまな問題が出てくると思います。

そちらの資料5ページのところでありますが、1番の目的のところの4行目、公共施設、医療、産業、交通等に関して、こちらが連携する、協力する分野の例示として上がっておりますので、こういったところを、各市町村がそれぞれ抱えておりますさまざまな課題について基礎調査をした上で協議をしていくということになっておりますので、そのあたりしっかりと赤磐市の課題をぶつけて話し合いをしていきたいと思っております。

それから、宇野バスの件ですが、連携はとれていないのかということではお話がありました。今回の件、陸運事務所のほうへ行かれて、翌日にはうちのほうにお知らせがありまして、経営の問題もありますのでどうかということで、陸運支局へまずは相談に行かれたのが実情でございます。それと心配にならなかったのかというのは、逆に常にバスの件、心配をしておりまして、宇野バスは民間企業でございますので、実は赤字補填もなく、ほかの路線で上げた収

益をもってやっていただいていたのが実情でございます。

今後は、極端な話、さらなる減便というような話も可能性としてはあると思いますので、その辺あたりも、先日宇野バスの社長がこちらへ来庁された際に、そういった話もしっかり頑張っていたので感謝しておりますという話を申し上げるとともに、今後についてもいろいろ御相談させてくださいねということでお話をさせていただいておりますので、この辺しっかり人間関係をつくって対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。佐々木委員、よろしい。

他にありませんか。

なければこれで総合政策部のほう終わりたいと思います。

続きまして、総務部の説明願いたいと思います。

○総務課長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 総務部からは、まず27年9月の定例議会の上程議案の案について説明をさせていただきます。

総務課のほうから3件ございます。

まず、1点目が赤磐市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。総務部の資料のほうをごらんください。

1ページ目でございます。

こちらにつきましては、専門的な知識や経験を有する者を一定期間任用する、これが任期付職員というんですけれども、そのうち高度な技術、知識が必要な業務を遂行する者について特定任期付職員として任用できるよう、国の法律に準じて条例の一部改正を行うものでございます。

特定任期付職員の必要性について少し詳しく説明させていただきます。

市では、特定任期付職員として法曹資格者——弁護士ですけれども——の任期付採用を検討したいと考えております。

業務内容としましては、主に政策法務を担当し、公正な業務の推進、コンプライアンスの強化、業務の効率性の向上を目指します。

地方分権一括法によりまして廃止された機関委任事務は、自治体の事務として整理されまして、法令の範囲において自治体による条例制定が可能になりました。このような時代にありまして、住民のニーズや地域の課題を的確に把握するとともに、その実現や解決を図っていくために、自治体職員には政策形成能力、法令を正しく読み書きする法制執務能力は言うまでもなく、法の運用、解釈により、より地域に適合した政策を実現していく能力が必要となっております。法律や条例など課題解決、政策実現の手段と捉え、そのためにどのような例規の作成、

運用等が必要かを検証し、的確に業務を実行する政策法務を進めるため、そのスタートとして、任期つき弁護士を任用して、常に法的根拠を意識できる職員の指導育成を図り、地域の実情に合った独自の条例の制定や地域の実情に合った法令の自主解釈を活用することで、今後の地方創生戦略等を見据えた特色ある行政が推進できると考えています。

赤磐市には別に顧問弁護士を任用しておりますが、任期つき弁護士を任用している他団体でも、大半は顧問弁護士と併用しております。困難な事案や訴訟等の対応は顧問弁護士のほうが行います。任期つき弁護士には顧問弁護士とのパイプ役として、各段階の課題の詳細を確認、検証し、要点の整理や資料作成等も担っていただきたいと考えております。

顧問弁護士への相談は予約が必要で、時間的制約等もございますけれども、任期つき弁護士が法律の専門家として常に庁舎内におり、担当課の職員と一緒に調べ、考えることで、それぞれ職員が自信を持って法的根拠に基づく明確な説明が行え、市民の安心や市の信頼にもつながり、法的な問題を解決するプロセスを体験することで、法的センスや思考能力を身につけていくことが期待できると考えています。

また、住民福祉の向上を念頭に、各地域また市全体が抱える課題の法的解決方法を探ることが大きな目的の一つでございますが、法律の規制があるからできないというようなことよりも、法律をどのように運用すれば事業が進められるかを積極的に考えていくのが政策法務の考え方でありますので、事業を通して市民の方々にもしっかりメリットを感じていただけるのではないかと考えています。

施策法務に関連して、業務的には次のような業務を行うこととしております。市の施策における法的妥当性や法令適合性の検証、職員からの法律相談に対する助言、指導、条例規則の制定、改正の法的解釈、それから業者との契約書や仕様書、官民の連携事業等における協定内容の法的見地からの確認、債権の管理や回収に関する相談、行政不服審査業務、その他通常業務等も行っていたきたいと考えています。

次に、改正の主な内容でございます。

1つ目が、給与に関する特例として、特定任期付職員の給料月額は通常の給料表によらず、1号から7号まで、具体的には37万1,000円から82万9,000円の範囲で経験や職務内容に応じて決定することとなります。

次に、それによるのが困難な場合は給料月額に上乘せして支給ができるということですが、こちらは国の制度と同じように書きぶりをさせていただこうと考えているんですけれども、国のほうでは相当高度な医療職等が想定されております。

次に、特に顕著な業績が認められた者につきましては、給料月額に相当する金額を手当として支給できる。次に管理職手当、超過勤務手当、扶養手当、住居手当、夜間休日勤務手当は支給はされません。また、昇給もございません。年俸制のようなイメージでございます。

最後に、勤勉手当は支給しませんけれども、期末手当として年3.15カ月分を支給することと

させていただきたいと考えています。

それから次に、(2)番、赤磐市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらは、マイナンバー制度の導入により、個人番号の含まれる個人情報——これ特定個人情報というんですけれども——の取り扱いについて国の行政機関個人情報保護法の改正に準じて市の条例のほうを改正をするものでございます。

主な内容としましては、特定個人情報の利用や提供に関する規制、目的外利用の禁止、情報提供は法で定めた者に限るといような文言を入れさせていただきたいと考えています。

それから、庁内における業務の連携。国の省令で定められている業務は、庁内各課のほうで連携が可能となることでございます。

次に、開示、訂正、削除、利用中止の請求に関する項目でございます。

3ページ目でございますが、法定代理人などのほか、原則として請求者から委任を受けた代理人、任意代理人も請求ができることとさせていただきます。

最後に、情報提供等記録。これは、いつ誰が何を利用したかという履歴でございます。その取り扱いにつきましては、情報提供等記録、済みません、情報提供記録のところ等が抜けております。申しわけございません。情報提供等記録は、削除、利用中止は想定されないために請求できませんが、訂正があるときには国また提供元、それから提供先等へ通知して、誰が何を利用したかというのは全て同じ情報をそれぞれが持つておくといような制度でございます。

続いて、(3)番、赤磐市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらは、今年10月から公務員の共済年金が厚生年金に統一されることになっております。こちらに伴いまして、特定警察職員等の取り扱いに関して、引用する根拠法令を地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に変更するものでございます。

内容的な変更ではないんですけれども、特定警察職員等、これは消防司令以下の消防職員が該当します。赤磐市では消防長を除く消防職員が該当しますけれども、こちらの年金の支給開始年齢の段階的引き上げが他の職員と比べて6年後となるというものでございます。

それから次に、2番でございます。

平成27年度の赤磐市一般会計補正予算（第2号）につきまして、まず総務課関係でございますが、1つ目が住民情報システム運営管理事業で社会保障・税番号、マイナンバーでございます。マイナンバー制度に関しまして、通知カード、個人番号カードの交付関連業務を地方公共団体情報システム機構、こちらに委任して行うための費用でございます。国庫補助全額ということになります。

また、システムの利用環境整備に伴うセキュリティーの強化のためにファイアウォールを導



入するための費用でございます。通知カード、個人番号カードの関連事務の委任交付金としまして1,552万2,000円、それからファイアウォールのシステム保守等委託料が330万5,000円、合計で1,882万7,000円となっております。こちらに伴う歳入でございますが、個人番号カードの交付事業費補助金としまして1,552万2,000円ということになっております。

総務課からは以上でございます。

○くらし安全課長（歳森正年君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○くらし安全課長（歳森正年君） 資料の4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は避難所設置促進事業補助金を活用しまして、福祉避難所の設置促進を図るため、避難所の設置に必要な災害時要援護者の避難生活に要する物資等の確保を図るため、補正予算を計上するものでございます。

まず、歳出ですが、消耗品費として12万9,000円と備品購入費の87万2,000円で合計100万1,000円でございます。歳入は、対象事業経費の2分の1となりますので、避難所設置促進事業費補助金として100万1,000円の2分の1の50万円を計上いたしております。

次に、3番のその他のほうに入らせていただきます。

まず、平成27年9月19日に交通安全推進大会の開催を予定しております。場所は中央公民館2階大集会室で、午後1時30分より行行予定しております。内容につきましては、感謝状の贈呈とか講演などを考えております。詳細につきましては、交通安全対策協議会が8月20日に開催されますけども、その決定の後、議員の皆様には御案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次のページのチラシのほうを見ていただきたいと思います。

平成27年度協働のまちづくりフォーラムの開催についての御案内をさせていただきます。

開催日は平成27年10月3日土曜日、中央公民館2階大集会室で午後1時30分から行います。第1部基調講演としまして、「みんなで取り組む私たちのまちづくり」と題しまして、相模女子大学教授の松下啓一さんに講演をしていただきます。その後、第2部としてシンポジウムを行います。コーディネーターとしましては、赤磐市協働のまちづくり事業検討委員会の委員長の小川さんをお願いしまして、パネリストとして桜が丘西連合町内会会長の笠倉さん、まちづくり夢百笑運営協議会会長の歳森さん、NPO法人岡山県自閉症児を育てる会代表の鳥羽さんに参加していただきます。アドバイザーとしましては、講演していただきました松下さん、オブザーバーとして市長に参加していただきます。

このフォーラムにつきましては、広報の9月号、それからホームページでお知らせさせていただきたいと思っております。議員の皆様にはぜひとも御参加いただければと思っております。

それから、その次にめくっていただきまして、要望書というのがあるんですけども、先月の

委員会でお知らせをさせていただきましたけども、赤磐市交通安全対策協議会のほうから県に対しまして、市内で危険と思われる箇所の交通安全施設の整備の要望を提出させていただきました。その際の要望書の写しと図面のほうを添付しておりますので、またごらんいただきたいと思います。

それから最後に、資料のほうはつけてないんですけども、避難所行動要支援者名簿の作成についての御連絡をさせていただきます。

災害対策基本法の改正によりまして、市のほうに避難行動要支援者名簿の作成というのが義務づけられております。これを受けまして、来年度名簿作成に向けて協議を進めていきたいと考えております。今後の予定としましては、自治連合会、区長、町内会、民生委員会などに報告をさせていただきます、御協力いただきながら進めていきたいと考えております。

また、名簿作成には多くのデータを利用して作成していきたいと考えておりますので、システムの導入を考えております。来年度当初予算にシステム導入の予算計上のほうを検討しているところでございます。

くらし安全課から以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから説明終わりました。

ここで、11時10分まで休憩とします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

ただいま執行部のほうから説明が終わりました。

委員の皆さん質疑がありましたら質疑を受けたいと思います。

何か質疑はありませんか。

佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、私のほうからお尋ねを申し上げます。

1 ページ、2 ページ、任期付きの職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてということで、要するに法務担当の職員を雇いましょうということで、以前からうわさ程度には耳にはさせていただいておりまして、私なりの意見というようなものを持っていたものですが、質問という形でぶつきたいと思うんですが。

その前に、まずこういった任期つきであっても法務を担当する、政策法務を担当する職員をお雇いになられるというのは、赤磐市の発展のためには必要なことなのかもしれません。すばらしいことなのかもしれません。しかし、限られた財源、限られた税金の範囲の中で新たなことを始めようということになれば、それ相当に考えていかなければならないというところはお感じいただけると思うんです。こちらの中で、つまり費用対効果というような話になってきた場合に、限られた予算の中でこれに対処する方をお雇いになられて、いろいろ新し

く始めることであっても効果を出せるように取り組んでいくんだということで、2ページ目のところに1番から7番ということで書いていただいています。

この中で私、率直に感じるんですけど、3番、条例規則の制定、改正の法律、解釈等、これ東京に聞いたらわかる話じゃないんですか。法律の運用であるとか、制度の運用とかというのは所管する省庁があるわけですから、そこの担当者に、こういったことを考えてるんですけどどうですかとお尋ねになられたら教えてください。それがなぜできないのかなというところが1点。

あと5番、債券の管理、回収に関する相談。これ裁判所の命令で差し押さえしたりとかという話じゃないでしょう。行政のほうで、例えば市税の滞納とか固定資産税の滞納とかということになったら、市役所の範囲の行政の対応じゃないんですか。このところを何で法律の、要するに裁判所の執行権みたいなものに頼らなきゃいけないのかなあというようなところが、私のほうでわかりませんよというところ、この2点です。

あと、何より気に入らないのが、これ私見なんで、聞き流していただくのであれば聞き流していただいてもいいですし、一意見だというふうに重く受けとめていただいてもいいんですけども、私気に入らないんです。というのは、申し上げるまでもなく、我が国は三権分立ということで司法、立法、行政ということで、それぞれがそれぞれを牽制し合うというか、補完し合いながら、それでいてバランスよく保っていきましょうというような我が国の体制があるわけです。そういう中で、赤磐市がこれから何か新しくするとき、所管する事業とか法律を持っている霞ヶ関にお伺いを立てずに、赤磐市が勝手に法的な解釈みたいなものをひもといてきて、何かつくり上げていく、独自性を出していくというのは、私は違うんじゃないかなと。これはガバナンスの問題です。そこら辺どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただける部分があるのであれば聞きたいと思いますし、僕はやっぱり地方と国の関係上、この国にガバナンス統治権というようなものがあって、地方分権というような制度が今ある中で、まだこれから道州制の議論も、地方分権がどのような形に移行していくのかということの目標すらも出ていない段階で、余りにもミスリードじゃないかなと思うんですよ。

これは僕の私見なんで、聞き流していただいてもいいですし、一意見として重く受けとめていただいてもいいんですが、それを踏まえて3番、5番、この2つについて解釈を御説明いただいてもいいですか。

○委員長（北川勝義君） 執行部から説明願います。

はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） まず、御質問にお答えさせていただきます。

まず、3番目条例、規則の制定、改正の法律解釈等は国に聞けばよいのではないかとということでございます。

こちらにつきましては、先ほども少し説明をさせていただいたところなんですけれども、地

方分権の一括法の廃止から市で独自に進めていかななくてはいけない業務というのが出てきたということで、義務づけ、枠づけ、そのあたりが前も見直しされた、例えば施設などの設置の管理基準、こちらについても国の政令から自治体の条例に委ねられるというふうに変ったようなこともございます。自治体に自己決定権というのが拡充されているというふうに考えます。先ほど言われたように、国からこの法律が変わったからそれに基づいて条例を直すというものでしたら、当然国のほうからもモデルのような条例案が示されたりするようなこともございますが、今後は独自にしていかななくてはならないようなもの、自分とここで考えて事業を進めるために必要なものというのが出てきているというふうに考えますので、必要だというふうに思っております。

それから、5番の債権の管理、回収に関する相談。こちらについても、職員それぞれ勉強しながら法律等も確認してここまではやれる、これはやってはいけないというようなことも当然考えてはいつておるんですけども、そのあたりを助言、指導いただけるような者がおりましたら、自分の中でも整理ができますし、考え方というか育成、指導という意味で大変役に立つのではないかとこのように考えますので、こちらも絡んでいただきたいというふうに思っております。

三権分立のことを言われましたけれども、市の職員として市の立場でその知識を持った職員の方に活躍をいただくという意味で任用を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（北川勝義君） 委員の皆さんにもお願いしておきます。

よく御理解できておると思うんですが、8月はこれは9月の定例議会の前なので、今ぐらいなぐらいで、それ以上余り、余りというたらおかしいが、大事などこ入りゃあええんですけど、事前審査になったりすることがありますんで、そのことをちょっと把握していただいて、聞き流すんじゃないやしません、聞き流せ言よんじゃないやしません。聞いていただきゃあええんですけど、ここまで踏み入るとこだけ少し考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。執行部のほうも簡単、明瞭に答えられるだけのことをというんですか、答えていただきたいと思っております。これは9月の委員会でも当然話題になってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐々木委員、よろしいか。

佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ごめんなさい。任期つき弁護士を任用しているほか団体でもということなんですが、どういった団体があるのかというところを、もし今資料でお持ちなのであれば、どういったところが任期つき弁護士を任用していらっしゃるのか教えていただけたらと思っております。

要するに全体的なお話を聞かせていただきますと、職員の方々の知識、見識のレベルアップを図るためにも、こういった専門職の方との共同での業務というようなものが好ましいのでは

ないかなということなんですけども、他方、市役所ではOJTのシステムを組んで、職員研修とかセミナーとかお受けになっていただいていると思いますけども、そこら辺の重複の関係はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 他団体の状況でございますけれども、こちら任期付職員が今全国的にもふえております。ただ、昨年までの状況でございますと、全国では市町村レベルでは60名程度が任用実績ということで、近隣でいいますと、岡山市さんが採用されております。あと非常勤で短時間というような、訪問弁護士のようなイメージで非常勤で任用されている他団体はもっと数多く、瀬戸内市さんを含め数多くあるというふうには聞いております。

次に、研修の関係でございます。今後、今、もし任期付弁護士さんに来ていただくんだったら、当然その研修なんかはしていただくということでございます。ただ、専門的な研修については法律だけでなく、税とかそれぞれ受けている状況でございますので、そちらについてその法律の見地だけでなく、全体的な業務の専門研修というのは今後も進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

ちょっと待って、再度確認。もう決めとりゃへんのじゃろ、誰じゃというて。もうこれ出したんじゃんけ、もう弁護士は実は下山弁護士、北川弁護士決めたというんじゃねんじゃろ。先走って、そういうなんがようあるから、そりゃねんではよ。再度確認、市長、ねんではよ。そりゃあ、まだ、決まってねんではよ、それだけ。

市長。

○市長（友實武則君） これは、基本的に公募によって選考採用を考えておりますので、特定の候補の方がおられるわけではございません。

○委員長（北川勝義君） わかりました、ありがとうございました。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 特定任期付職員、弁護士ですけど、ちょっとお聞きしたいのが、常駐なんでしょうけど、どっかに常駐でずっと、例えば普通の職員と同じように、何時から何時までここにいますよとかというのはあるのでしょうか。

また、給料の件が出ておりますけど、基本的には本来の弁護士の仕事をほかに個人的にされると思うんですけど、そういう兼務もオーケーなんのでしょうか。その辺ちょっと確認したい。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） まず、常勤の関係のお話でございます。

普通の職員と同じように、勤務を公務員としてしていただきます。

それで兼業の関係でございますけれども、兼業は当然禁止でございますので、正職として

雇わさせていただきます。任期があるというだけで、正職と同じ取り扱いなんで、はい。ただ弁護士バッジはつけていただくというか、弁護士の資格は持つってもらって、そちらの研修なんかには参加をできるような配慮はしたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 再度口を挟むようなんじゃないけど、通常勤務を公務員と同じようにすると、そしたら部屋じゃけど、場所というたら、そんな具体的な話じゃねんじゃないけど、小寺さん出向で来られとらあな、今、というて場所があらあな。例えば弁護士相談じゃねえけど、そういうような部屋みたいなとけえへおるんかな、箱の中というたら言い方悪いけど、みんなと、総合政策部とか総務部のとこへ一緒におられるんかな、どんなんかな、こりゃ。

○総務課長（入矢五和夫君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 机というイメージでございますが、通常の職員と同じように座っついて、相談なんかしやすい雰囲気の一つの部屋に一人おるようなイメージでは今んとはないんですけども、今後は検討せにゃあいけんと思います。

○委員長（北川勝義君） わかりました。それとまたもう一点。

これとは関係ない、顧問弁護士がおったり、法律相談があるでしょう。早い話が法律相談には乗らんということじゃな、こう考えときゃあええわけじゃな。地方自治体の行政の仕事の関係をやるという、法的なことをやると考えりゃええわけじゃな。極端な話ししたら、違うんじゃないけど、赤磐市のほうが募集を例えばして、一般募集でもええんじゃないけど、特別募集で、公募でも職員を募集するときに弁護士資格を有した人で弁護士の資格でというような話じゃな。というような仕事をしてもらおうと考えりょうらええわけじゃな。僕とか市民相談とき一緒に法律相談やこうで、私も助言してやるというそのようなんじゃねえわけじゃな。どんなですか。

課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 現在は、先ほど列記させていただいたような業務を中心にさせていただきます。当然市民の方への説明とかというときには直接お話をさせていただくこともあると思いますが、今のところはそういう扱いで考えています。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。途中、済みません。

○委員（松田 勲君） ちょっと聞きたかったことを聞かれたんですけど、例えば余りこれ入っちゃいけんと思いますが、例えば佐々木委員が言われようたけど、僕はもっと早く入れるべきだと思ったんです。よその研修に行ったときにもそういう話は出てましたし、例えば議会が基本条例も出しましたけど、いろんな条例を出そうとしたときに、やっぱりそういった方がおられるとおらんとは全然違うと思うし、例えば赤磐市議会として環境美化条例をもうちょっと僕は個人的に思うんですけど、それを例えばこういうように罰則規定を持ってほしいんだという話をつくるとしたら、そういったときに相談はできるんでしょ。議会としても使うことがで

きるかどうか。

○委員長（北川勝義君） そりゃそうや、議会も使えにゃおえまあ。

課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 当然、そういうことでそれにはお答えしませんということはないと思うんで、疑問があったら普通の職員と同じように聞いていただいて答えられることは答えをさせていただけると思います。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 今、お話の中でおやっと思ったんですが、今市長のほうは公募をされて選ぶんだというふうにおっしゃられた、はなからバッジをつけていらっしゃるということは弁護士会に登録されている方なんですか。その方を求めるということなんですか。弁護士会はそれでオーケーしているんですか。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 弁護士会のほうにも確認をしております。バッジをつけていたから国選弁護人になるとか、そういうものではないので、弁護士の資格を持った状態で来ていただくと、だから弁護士会に登録した状態で来ていただくと、弁護士の仕事はよそではしてはいけないということで、進めたいと考えています。それは弁護士会のほうにも確認をして、そういう方は多いということは聞いております。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） いやいや、まさにそのところなんです、弁護士法によりますと、弁護士会に登録を受けている者が弁護士として活動ができると書いているわけです。これ弁護士法何条かわかりませんが、書いてるわけです。ということになったら、その弁護士会のほうで登録を受けている者が弁護士会の活動をせず、一切離れて行政のお仕事をするということを、果たしてお認め、要するに二重職を持つわけです。弁護士会に登録されている弁護士としての身分と、あと行政のほうの職員の身分と2つ持つわけです。これで本当に法的にクリアできているんですか。

○委員長（北川勝義君） できとんじゃろう。

○総務課長（入矢五和夫君） はい。

○委員長（北川勝義君） 課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 弁護士会のほうにも、当然確認はさせていただいております。弁護士の資格を有した状態、弁護士会費とかもそりゃ当然本人さんは払うようにはなるんですけども、弁護士の図書とかそんなのが確認できたり、弁護士会の主催する各種研修で知識を広めたりすることが弁護士会登録を残しとったらできるということで、弁護士会としても法曹資格者イコール弁護士と思っといてくれというふうなお話もいただいておりますので、そ

ちらのほうについては弁護士の資格を持った方というふうに思っております。

○委員長（北川勝義君） 今、いろいろなことで弁護士というんか、要するに有資格者をふやすというのは法曹界のほうふやしてきとらあな、今経験でいろいろの、じゃから岡山でもなかなか食べていけれん弁護士もおられるけん、割にようけ来るかもしれんな。それをここのほうが、ようけ来るというのはちょっと言葉悪いんじゃけど、したときに選別するほうじゃな、市長初め、公募で来ても、僕はちょっと今公募という言葉があったから、あえて聞きよんじゃけど、皆司法試験受かって立派な人じゃと思うんじゃけど、研修して立派な人じゃけど、やっぱり来て、せっかくのこれだけのお金払ろうて、これだけの事業で来ていただくんじゃったら僕は公募もええんじゃけど、公募の中に条件、僕が思よんのはよりええ人が来てほしいから言よんで、若けえ人もええんじゃけど、ただ言うたら、弁護士の協会のほうから何か推薦状をつけてもらうとか、例えばの話、10人来たとしましよう、公募が、そしたら選別にきいが、この人がええんじゃねえかと、こういう言うたりするほうがええんかなと思います。そこまで、先のことじゃろうけど、今後やるときには、慎重に、せっかくのお金を使うてやられてやるんじゃったら赤磐市に財産になるような人が来てほしいと思うんじゃ。岡山市やこうどんな人が来とんか、40や50の人は来てなかろう。岡山市は何歳ぐらいの人が来とん。瀬戸内は非常勤、岡山市。知らんのんか。ただ聞いただけか、おめえそこまで聞いとけ、何ぼぐらいの人か。やっぱり、変な言い方しよんじゃのうて。

はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 岡山市の方は比較的若い方だったと思います。30代とかだと思えます。

○委員長（北川勝義君） わかりました、よろしいです。

他にありませんか。

総務部の全体を通してよろしいですね。

これ1個僕が思うとん聞かせてえて、3ページのとこのマイナンバーの330万5,000円がこれは、交付税でまた来るんかな、翌年度とか。

○総務課長（入矢五和夫君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） こちらにつきましては、国からの指導でセキュリティーの強化ということで、年金問題とかがございまして、国からしっかりファイアウォール等整備しろということで、比較的ちょっと高価な物をつけさせていただくんですけれども、お金については出ない、今んところ。

○委員長（北川勝義君） いや、違う、違う。じゃあから、これほんなら書き方違おう。

僕に言わせて。

3ページ見てみ、おめえ。カードの交付関連業務、委託も費用じゃろう。共同団体するとい



うてこう書いて、システム保守委託料とは書いてねえけどな。交付関連業務じゃろ、国庫補助10割というて書いとるけん、もう100%かというたら、国庫補助じゃねえがなと、じゃけえまた次の年でも来るんかという。国庫補助じゃ1,552万2,000円が国庫補助だけじゃろ。ここへ、書いとんのは、カードの交付関連業務を地方公共団体情報システム業務委託を行うための費用、国庫補助10割と書いとるけえ、これもなるんかなと、システム保守を踏まえるんかなと思うた、どんなんかなと思うて。ちょっと言葉の解釈のしにくかったんで言よん。

○総務課長（入矢五和夫君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 失礼しました。書き方がよくなかったかもしれませんが、その国庫補助10割の下にセキュリティーの強化のためのファイアウォールを導入するための費用というふうに書いてございます。こちらのほうがシステム保守と委託料で330万5,000円、こちらについては歳入のほうがあるというふうにはまだ何も。

○委員長（北川勝義君） 100%じゃありゃへんが。

○総務課長（入矢五和夫君） だから、その上の委託交付金のほうだけです。失礼しました。

○委員長（北川勝義君） わかった、わかった。

それから、もう一個なんじゃけど、くらし安全課が今言われた10月3日のことで、これ決定らしいというのを聞いたんじゃけど、僕がちょっと聞いたんでは10月3日の日にはチャリティーツーリング ベッキオバンビーノが3日にやられるということで、ドイツの森を休憩所というて使うたというて、テントも出すんじゃねえかという話が出とん、こうなったり、今さらけちをつけよんじゃねえよ、協働のまちづくりやってもらりゃええんじゃ。僕は、市長、バランスをとってほしかったというのを言いたかったわけ。農繁期で忙しいときになるんじゃけど、そんな農繁期の話は別個として。ひかり幼稚園の運動会が9時からあって、今言うチャリティーツーリング ベッキオバンビーノ、産業とか商工は全部出るんじゃねえかと思うて、吉井支所とかというたら、そういうなんがあったり、するときに協働まちづくりは1時半からやるといのは、何か物すごう重なってくるようなんは仕方ねんかもしれんんじゃけど、ちょっと考えりゃあえかったんかなと思うて、けちをつけよんじゃねえけど。皆さん来てくれ言うけど、どっち行こうかと思うたりなったりするんじゃねえかなとちょっと今そう思うたんです。こういうこともほかにもあるかるかもしれんじゃけど、調整やこうはもうねんですか、協働まちづくりはこれ決まったけんこういうもんでこうやるんじゃと、こうだけで、おしまいかな。おしまいかな言うたらおえんけど、中の内容やこうには全然言よんじゃねんよ、シンポジウムとか、そういうようなことは一切言よんじゃのうて、日程のことはちょっと今思うたんじゃけど。別にええんじゃけど、その答えんでええんじゃけど、ちょっと今ほかのこともあるんじゃねえかと思うたんで。

よろしい、よろしい。決めたらチラシまでして、折り込みをしとんのどうこう言うんじゃね

んじゃけど、やっぱり、例えば吉井の場合じゃったら、運動会とかというんで、小学校の運動会はいつするというて、春に皆すりゃあええと、いやこりやおえんとか秋はおえんとかというて、こうやっているいろいろあるんです。農繁期の関係もあったりして、話し合いしてやったりしよんで、そこら辺もあるんで、ちょっと考えたほうが、今後ええんかなと思うて、今、一言言いたかった、よろしいです。

それでは次に、財務部の説明を願いたいと思います。

○財政課長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 財政課長。

○財政課長（藤原義昭君） それでは、財務部の資料をごらんになっていただきたいと思いません。

財政課からは、平成26年度赤磐市の健全化判断比率について、それから次回の9月補正に計上いたします歳入歳出を載せていただいております。

1ページをごらんになってください。

財政健全化法につきましては、平成19年6月に財政の悪化が進む地方公共団体の早期健全化、それから財政の再生を目的に成立をしまして、それ以後、毎年、監査委員さんの審査に付しまして議会に報告をし、公表をさせていただいているものでございます。

1ページの資料につきましては、平成25年度との比較をさせていただいております、26年度が一番左、ここを見ていただきたいと思えます。

1の実質赤字比率でございますが、平成26年度においては、実質赤字は生じておりませんので、横棒で表示させていただいております。

2の連結実質赤字比率でございますが、こちら普通会計以外の会計を加味しても26年度におきましては、赤字が生じておりませんので横棒で表示ということでございます。

続きまして、3の実質公債費比率でございますが、26年度は9.2%算定されております。

それから、次の4でございますけれども、将来負担比率につきましても、25.8%という数字になっております。

次に、2ページをごらんになっていただきたいと思えます。

資料2ページの上段に健全化の段階、それから各段階の基準数値、それから対象となります会計等を説明させていただいております。

中ほどにあります早期健全化基準でございますけれども、実質赤字比率と連結赤字比率につきまして、各市町村の財政規模によりまして異なっております。赤磐市におきましては、実質赤字比率につきましては、12.95%、これは1ページに書いてありますけれども、1ページのちょうど中ほど、26年度の真ん中の行でございます。計算によりまして12.95%を超えますと早期健全化団体ということになります。

それから、連結の実質赤字比率につきましては17.95%ということになっております。実質

公債費比率と将来負担比率につきましては、これは全国共通でございまして、2ページにお示ししていますように、市町村につきましてはそれぞれ25%、それから350%ということが定められております。

次に、財政再生基準と、もう一つの上の段階になりますと、これは全国共通でございまして、2ページの中ほどの表を見ていただきますと、実質赤字比率、これが20%、連結赤字比率が30%、実質公債費比率が35%ということで定められております。

次に、3ページを見ていただきたいと思います。

こちら計算式を記載させていただいております。一番上の実質赤字比率でございまして、一般会計と普通会計ですけれども、実質赤字額を標準財政規模で割った数字でございまして、26年度におきましては、赤字が出ておりませんのでマイナスということになっております。マイナス6.82%ということで、横棒という表示になっております。

2番目の連結実質赤字比率でございまして、これにつきましては、一般会計及び特別会計におけます実質赤字等を標準財政規模で割った数字でございまして、26年度におきましては、同じくマイナス29.38%ということになりまして、横棒ということになります。

次に、実質公債費比率でございまして。

この比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合、広域連合を含めましたもので判断いたしますのでございまして、計算式によりまして、26年度の場合は書いておりますとおり8%ということでして、ここの数字だけは過去3年間の平均値をとります。その下に書いておりますように、24年、25年、26年の平均値を出しております。24年度が10.6、25年度が8.9、26年度が8%の平均値9.2%が実質公債費比率ということでございます。

最後ですけれども、将来負担比率でございまして、この比率につきましては、今の数字にさらに公社や第三セクターを含めたもので判断するものでございまして、計算をしますと、ことしの場合は25.8%となります。

2ページに戻っていただきまして、上段に地方財政の健全化に関して載せております。4つの比率から自治体財政の健康状態を判断されることとなります。その後の措置はこれらの比率のうち基準を超えますとイエローカードとなり、財政健全化計画をつくることが義務づけられます。自己努力によって財政の回復を図る段階になります。これでよくなればいいんですけど、さらに状況が悪くなって次の段階の基準を超えますと今度はレッドカードになり、財政再生計画をつくらなければなりません。財政健全化計画は、議会の同意だけで済んでいたものが、財政再生計画になりますと総務大臣の同意を求めようになります。

今まで述べていたように、財政の健全に関する法律では、まず全ての自治体が毎年この4つの比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられております。

以上で健全化判断比率の概要につきまして報告を終わらせていただきたいと思います。

これから、また表紙のところに戻っていただきまして、9月補正に計上させていただきます財務関係の数値を報告させていただきたいと思います。

債務負担行為の追加といたしまして、統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、新基準で財務書類のバランスシートを作成するための固定資産台帳を整備する必要があり、資産調査及びシステム改修をする固定資産台帳整備事業に平成28年度までの経費1,772万3,000円の負担行為を追加するものです。

歳入におきましては、地方特例交付金、これにつきましては住宅借り入れ等、特別控除の減収分に対して交付されるもので、当初予算から比較しますと224万円の増額、決定額は3,424万円でございます。

地方交付税につきましては、当初予算から2億2,660万2,000円の増額ということでございまして、これも増額補正をさせていただきたいと思います。

それから、地方交付税の不足分の一部を補填するという目的で発行されます臨時財政対策債につきましては、発行可能額が確定したことから5,671万2,000円の減額となっております。

財政調整基金繰入金は財源調整のため1億3,000万円を減額するものです。

歳出の予備費におきましては、台風11号により発生した緊急を要する災害復旧に予備費を充当し、その予備費を当初予算額の5,000万円持つとともに全体を調整するために3,925万9,000円を増額することとしております。

以上、簡単ですが、財政課からの報告をさせていただきました。

○委員長（北川勝義君） 続きまして管財課。

○管財課長（高橋浩一君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○管財課長（高橋浩一君） 管財課から平成26年度赤磐市土地開発公社の経営状況について御説明いたします。

財務部資料の4ページをごらんください。

9月の定例議会におきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、赤磐市土地開発公社の経営状況について御報告させていただくこととしております。

6ページの事業報告では、赤磐市からの要請により土地の売却事業を行い、事業実施に係る26年度の借入金はありませんので、借入金償還額571万円を返済後の借入金残高もゼロ円となっております。土地造成事業収益は、仁堀工業団地の土地3,145平米を540万9,771円で売却したことを記載しております。26年度売却分で継続してきたモリマシナリー売却分を全て完了いたしております。

7ページからは決算書の写しでございます。

8ページは、貸借対照表でございます。資産の部の合計は3,991万9,094円でございます。負債の部、資本の部を合わせた負債資本合計は3,991万9,094円と同額になります。

9 ページでは、損益計算書で、事業総利益は2万8,550円、そこから一般管理費を引いた事業利益はマイナス4万3,629円、事業外費用を差し引きし、当期純利益は6万6,854円となります。

10ページのキャッシュ・フロー計算書は、活動別の資金状況を示しているもので、1の事業活動によるものが544万8,075円。2の投資活動によるものはございません。3の財務活動によるものはマイナス571万円。4の現金及び現金同等物増加額は、それぞれの活動によるキャッシュ・フローの合計額でマイナス26万1,925円となります。4と5の合計額が、平成26年度末の現金及び現金同等物期末残高で111万9,094円となります。定期預金には異動がなく3,880万円、また現金同等物とは、普通預金と3カ月以下の定期預金のことをいいます。

以上、概要の報告とさせていただきます。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

皆さんにお諮りしたいと思います。

本日は、委員会で昼食をとっておりませんが、大変申しわけないんですけど、休憩はとらせていただこうと思いますが、執行部の皆さんにも続けてさせていただきたいと思います。ここでやらせていただいて、あと教育委員会、消防とやらせていただきたいと思うんですけど、続けてやらせていただきたいと思う、よろしいでしょうか。

よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） それでは、執行部のほうもそういうことで、よろしく願います。

ただいま財務部のほうの説明がありました。

執行部のほうから説明がありましたので、それについて質疑がありましたら受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どなたかありませんか。

台風11号の災害復旧で5,000万円がどうのこうの、ちょっとそこだけもう一遍説明してください。

藤原課長。

○財政課長（藤原義昭君） このたびの台風11号に関して、緊急を要するものにつきましては予備費を充当しまして、あとのものにつきましては9月の補正のほうで計上させていただきたいと思っております。

○委員長（北川勝義君） いや、500万円か5,000万円かさっき言われなんだ。

○財政課長（藤原義昭君） それで、予備費が予定では4,000万円程度と計上しておりますので、それを最初の5,000万円に戻すためにその分の約4,000万円をここで補正という形にさせてもらってます。

○委員長（北川勝義君） ようわからん。予備費が。もう一遍、ちょっとわかりやすう言うてみて。予備費充当する言よんじゃろ。今5,000万円まで戻すというて……。

○財政課長（藤原義昭君） 予備費で使った分をそのまま穴埋めするために、今回の歳出の予備費のほうを……。

○委員長（北川勝義君） じゃけえ、早い話が台風11号の災害があつて、予算つけたりができなんだから、使った3,900万円を戻して予備費を5,000万円戻すということじゃな。

○財政課長（藤原義昭君） そうです、ありがとうございます。

○委員長（北川勝義君） ということじゃな。

○財政課長（藤原義昭君） はい、そうです。

○委員長（北川勝義君） それじゃったら、わしのほうがようわかった。何か5,000万円がどうのこうの、ようわけわからん。

それじゃ、なければこれで財務部を終わりたいと思います。

続きまして、教育委員会のほうをお願いしたいと思います。

○教育総務課長（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、藤井課長。

○教育総務課長（藤井和彦君） それでは、教育委員会の資料の1ページをお願いいたします。

9月議会に上程予定の補正予算について説明をさせていただきます。

まず、教育総務課の歳入でございますけれども、①の幼稚園就園奨励費補助金80万円の減額につきましては、従来市町村が実施しております公立幼稚園の保育料の減免に対しまして、国庫補助金が交付されておりましたけれども、本年4月の子ども・子育て支援新制度の施行によりまして一般財源化され廃止されることになりました。当初予算の編成時には不明確であったために国庫補助金を計上しておりましたけれども、このたび国のほうから正式に通知がありましたので、減額補正をするものでございます。

次に、歳出でございます。

①の電算管理運営事業86万5,000円の補正につきましては、平成28年4月からの産官学連携協力事業の拡大に対応するために、実施希望校、小学校10校でございますけれども、これのLAN環境を整備するための経費を追加補正するものでございます。タブレット端末に教材ソフトを無線LANで更新するために必要な回線や機器を3月末までに整備するものでございまして、光回線の引き込み工事料や一般的にアクセスポイントと呼ばれております無線の電波中継器の購入費などでございます。

続いて、債務負担行為でございます。

スクールバスの運行業務の委託の契約期間が平成28年3月末で完了する路線につきまして、平成28年4月から契約更新するためにバス、運転手の確保など準備期間が必要となることか

ら、債務負担行為として追加補正をお願いするものでございます。

赤坂地域につきましては、赤坂中学校、笹岡小学校の遠距離通学者が対象でございまして、業者の車両持ち込み方式で運行して、期間については平成28年度から平成32年度まで、限度額は4,181万4,000円を上限額として設定させていただくものでございます。

次に、熊山地域、吉井地域でございます。

熊山地域のほうは、豊田小学校、磐梨小学校の遠距離通学者が対象で、車両の対応方式によりまして、市民バスの車両と兼用で運行をしております。吉井地域は、城南小学校、仁美小学校、吉井中学校の遠距離通学者が対象でございまして、こちらも車両対応方式によりまして運行を委託いたします。期間については平成28年度から30年度まで、限度額につきましては4,599万3,000円、これを上限として設定させていただくものでございます。

教育総務課は以上でございます。

○学校教育課長（石原順子君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○学校教育課長（石原順子君） 続いて、第2号の補正、学校教育課分をお願いいたします。歳入が2件あります。

まず①学力向上市町村プロジェクト事業補助金です。

これは、大学生ボランティアの受け入れ、また学力検査の実施等、学力向上事業に対する県の補助金の交付決定による増額です。当初予算として、下の表にありますとおり、講師謝金、大学生ボランティア交通費、需要費として用紙代やインク代、また役務費として学力検査、小3から小5、中2の予算を計上しておりましたことに対して2分の1の補助がついたというものです。補助金は98万3,000円となっております。

続いて②明るい学校づくり支援事業補助金です。

これは、小学校5年生、中学校1年生の児童・生徒対象の心理検査事業に対して明るい学校づくり支援事業県補助金の交付決定による増額です。これにつきましても、当初予算に、そこにあります役務費として検査代金を計上しておりました。それに対して2分の1補助ということで、36万5,000円の計上です。

続いて、報告の案件、学校教育課関係3件させていただきます。

まずは、産官学連携協力事業の中間報告です。

2ページの表をごらんください。

これから平成26年9月から27年3月までの産官学連携協力事業の成果と課題について報告をいたします。

その番号に沿って説明をいたします。

まず1、ベネッセ実力診断テスト結果のグラフをごらんください。

これは、ベネッセが実施した実力診断テストの結果です。左側が国語、右側が算数、また棒

グラフのうち、岡山県平均が一番左の青、真ん中が全国平均点の赤、右側の黄緑のグラフが赤磐市内のモデル校の平均となっております。8月はチャレンジタッチ導入前の範囲、12月号はチャレンジタッチ導入後の範囲、3月号については5年生全部の学習範囲となっております。国語については、伸びという点でやや期待どおりのものにはなっていないのですが、今後そこにもありますとおり、国語の力を向上させる手だてが必要だと考えております。算数につきましては、12月号のテストで成績が大きく伸びています。これはチャレンジタッチ導入後の学習範囲と実力診断テストの範囲が重なっており、取り組んだことの成果があらわれたのではないかと考えております。

続いて2、マイクロステップドリル、ぐんぐんどリルの取り組み結果について説明をいたします。

やや小さいのですが、右側に2つの折れ線グラフを載せております。

これはモデル校、全6クラスの自己評定得点の平均点を示しております。グラフを見ますと、全ての学級で学習期間が長くなるに従って、これは横軸が学習期間ですが、学習期間が長くなるに従って右肩上がりになっており、児童の意欲が伸びていることがわかります。学級の人数が少ないところもあるため、例えば⑤仁美小学校ではデータ数で平均点が大きく変動することもあるという説明を聞いております。下の後半になると、どのクラスも順調に意欲が高まっているということがグラフから読み取れます。

続いて、右上ですが、3、関係各校の教職員へのアンケートを載せております。

これは代表的な意見です。チャレンジタッチのアンケートについてです。

まず、メリットとしては、個々のスピードに合わせた学習を進められること、また特別支援学級の児童や教室に入りづらい児童にとっても自分のペースで学習を進めることができることが大きなメリットだということです。また、マイクロステップドリルのアンケートについても、個人に合わせたドリルが配布され、漢字の読みや書きに自信がついていくようにプログラムされている。また、フィードバック資料により自分の伸びを実感できる等の肯定的な御意見をいただいております。また、課題といたしましては、やはり時間の確保であるとか、マイクロステップドリルについては問題のレベル設定に最初のころ少し苦勞したというようなお話もいただいております。

これらのアンケート等にもあるように、個々の進度に合わせた学習、またマイクロステップドリルの自信がつくようなドリルの組み合わせ等が児童の学習の様子と合わせて非常に効果があるというふうに、先生方からも意見をいただいております。今後はチャレンジタッチ、マイクロステップドリルともに、課題にもありました取り組み時間の確保、そしてより一層の環境整備を進める必要があると考えております。

そして、最後にですが、ここで岡山大学とベネッセと連携を進めていることについて、少し説明をさせていただきます。



資料はありません。岡山大学大学院寺澤研究室と株式会社ベネッセコーポレーションは学習教材や評価の方法について連携を始めておられて、産学の連携に赤磐市といたしましては参加させていただくということで、その理由は子供の学習意欲の向上、学習習慣の定着の面で、先進的に取り組んでおられる岡山大学、ベネッセコーポレーションとの連携が本市の子供たちにとって有効であると判断したことで、岡山大学、ベネッセコーポレーションとの連携を進めていくということで現在産官学連携協力事業を進めているという状況でございます。

産官学連携協力事業については以上です。

続いて、不登校児童・生徒の状況について説明をいたします。

資料3ページからになります。

3ページ、それから4ページは山陽新聞に8月7日に掲載された不登校についての文部科学省義務教育調査の報道を載せております。

3ページが全国の様子、4ページは主に岡山県内の様子について紹介をしているものです。

ここでは5ページ、赤磐市の平成26年度不登校児童・生徒の状況を過去のデータとあわせて簡単に説明をさせていただきます。

1番のグラフにありますとおり、不登校出現率の推移、赤磐市は平成24年度から左側の小学校、右側の中学校ともに減少を続けております。小学校では、平成26年度不登校児童数が10人、不登校の出現率でいうと0.40となっています。これは、赤磐市としては近年岡山県の平均を下回るという成果を上げております。中学校におきましても、平成26年度の不登校生徒数が36人、不登校の出現率は3.02となります。岡山県や全国と比べると、不登校の生徒は依然として多い状況ではありますが改善傾向にあります。

また、その改善傾向にあることの一つの理由として、2番のグラフをごらんください。

これは、不登校児童・生徒を新規の不登校、また継続している不登校の児童・生徒という分類をしたグラフです。上の薄い色の部分が新規の児童・生徒になっておりまして、新規の不登校児童・生徒が減っているということがここ数年の経年のもので見えていただくとおわかりになれるのかなと思います。このことから、やはり新規の不登校の児童・生徒を減らせたということが大きな成果を上げているのではないかと考えます。

では、不登校児童・生徒の状況については説明を以上で終わります。

では、学校教育課最後ですが、市の教育委員会と県警察本部との相互連携協定についてです。

資料はありません。赤磐市教育委員会と県警察本部との相互連携協定について報告をいたします。

前回の委員会において、相互連携協定の個人情報保護についての法的な問題の有無について御質問がありましたので、顧問弁護士に確認をいたしました。顧問弁護士からは、個人情報保護の点から法制度上やや不安なところがあるものの、川崎の事件など児童・生徒が被害に遭う

ケースがふえていることを受けての連携協定であり、また個人情報で課題がある場合には運用の中で個人情報の取り扱いについて話し合いを進めることができるので、そこをしっかりとやってほしいという指導をいただきました。

そして、去る7月31日に赤磐市教育委員会と岡山県警察本部との相互連携協定を締結いたしました。

学校教育課からは以上です。

〔委員長交代〕

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、前田スポーツ振興課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） それでは、スポーツ振興課から吉井B&G海洋センター等への指定管理者制度導入についての御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の教育委員会資料6ページから9ページでお願いをいたしたいと思います。

まず、6ページ目につきましては、今回指定管理者の導入を考えております吉井B&G海洋センターとあわせてお願いをする4つの体育施設の現状についてであります。

利用者数についてですが、この3年間にしましては約2万3,000人程度の平均利用者があります。また、使用料等の収入であります。全体としては毎年約110万円となっております。また、運営管理経費についてですが、吉井B&G海洋センターの職員3人の人件費も含めまして平成26年度は全体で4,188万6,000円となっております。

続いて、導入の目的についてであります。1つには民間事業者の豊富な知識、柔軟な発想の活用による運営の質的向上、利用者へのサービス向上というものがああります。それから、あわせまして民間事業者による運営によりまして経費の削減が見込め、財源への負担の軽減が図れるということです。あわせまして、現在従事しております3人の職員が他の部署で活用が図れるというようなこともあります。

続きまして、資料7ページをお願いいたしたいと思います。

近隣の類似施設の導入例ということで、参考までに県内のB&G海洋センターの導入している施設、また体育施設の導入事例を掲載させていただいておりますので、参考にごらんいただけたらというふうに思います。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたしたいと思います。

今回のB&G海洋センターの指定管理者制度の導入は、公募により指定管理者を求めたいというふうに考えております。運営管理に関する基本方針については7点をそこへまとめさせていただいております。1点目は安全管理を第一とする、2点目は公平な管理運営を行い、魅力ある自主事業を実施し市民サービスの向上に努める、6では効率かつ効果的な管理運営を行い経費削減に努めるなどが主なものとなっております。

2の対象業務につきましては、吉井B&G海洋センターにあわせて草生のテニスコート、多目的広場、吉井グラウンド及び仁堀中の多目的広場等、現在B&G海洋センターにおいて運営管理している業務を対象とさせていただきます。

指定管理の期間ですが、市として3年から5年を原則といたしておりますが、このたびのB&G海洋センターにおきましては3年間というふうに考えております。その理由の一つとして、初めての指定管理者による運営であることから、初回は短期で様子を見てみたいというものが一つあります。2つ目としては、その3年後が先行して指定管理者制度を導入しておりますふれあい公園の期間終了と重なるということから、2期目の検討に当たり2つの施設をあわせて公募するとか、もしくはそれぞれ各施設ごとの公募を行うなど、ふれあい公園及び吉井B&G海洋センターの1期目の実績というものを見据えて、総合的なスポーツ施設の指定管理者制度導入の選択肢がふえるという可能性から3年間と考えさせていただきました。

4の利用料金であります。こちらにつきましては指定管理者が勝手に決められるものとするのではなく、市の条例等の規定に基づき徴収事務を行うことといたします。また、指定管理者が規定の範囲内において設定した場合は、あらかじめ市の承認を得て定めることといたします。また、いただいた利用料金につきましては指定管理者が収入として収受する利用料金制というものを導入いたしたいというふうに思います。

それから、5の指定管理料の基礎資料のところでありますが、こちらのほうに単年度の指定管理料基準額というものを設定させていただきたいとします。この基準額は管理運営を委託するに当たり、適正な人件費や施設の維持管理費を設定するもので、この数値に消費税を加算して指定管理料の上限を設定するものであります。

それでは、簡単に表の説明をさせていただきますが、指定管理料の基準額の枠というものがありまして、収入金額144万円、それから106万8,000円はB&Gと他の体育施設の利用料金であります。平成24年から平成26年の3年間の平均をもとに算出してあります。その他12万1,000円は自動販売機の電気代を見込んであります。支出金額のほうでは3,453万9,000円がB&Gの管理経費でありまして、過去5年間の平均支出実績をもとに施設維持管理費と現状ベースをもととした人件費のほうを計算してあります。職員の構成は45歳から49歳の総括責任者、30歳から34歳の中堅補佐級、それから25歳から29歳の若手インストラクターといった3人を盛り込んであります。職員3名分とアルバイト賃金を合わせて2,204万4,000円、施設の維持管理費が1,249万5,000円であります。また、254万5,000円は、その他体育施設の維持管理費であります。

以上のように、収入支出を差し引きまして3,445万5,000円を単年度の指定管理料の上限とさせていただきますと考えております。左の平成27年見込み（直営）の数字であります。本年度の収入支出金額の見込み額を予算額及び昨年度の予算執行率を用いまして、見込み額を立ててみました。一番右の差額欄を見ていただきますと、これはあくまで予測であります。

863万9,000円の効果額を予測するということが確認できるかと思えます。

6の余剰金の対応についてですが、指定管理者の努力により生じた余剰金は指定管理者が自主的な努力を発揮できるようにしたいというふうに思っております。逆に利用料金が減少した場合でも市のほうは指定管理料補填というような形は行えないという形にしたいと思っております。

7の導入スケジュールです。

今月の下旬に公募のほうを開始させていただきまして、10月下旬には検討会によりまして業者の選定を行い、12月の議会では指定管理者の議決をいただけるよう進めてまいりたいと思っております。年を越えまして、1月から3月までは調整、引き継ぎ等の準備期間といたしまして、平成28年4月1日から指定管理者による運営開始の予定といたしたいと思えます。

8の募集資格についてですが、1つ目としては岡山県内に営業所等拠点施設を有する法人及びその他の団体とします。複数の法人がグループを構成して共同企業体を結成し応募することも可能であります。2つ目は公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団のアクアインストラクターの資格を有する職員を設置できること、また資格者がいない場合には1年以内に資格を取得し、職員を配置できることというようなことにしたいと思えます。また、公募に当たり、市のほうが主催する行事については優先的に使用できること、また海洋センター等の屋外管理として委託している植栽管理、草刈り業務については、市内業者の雇用を促進するよう依頼いたしたいというふうに思っております。

以上、吉井B&G海洋センターの指定管理者制度導入について説明をさせていただきました。よろしく申し上げます。

[委員長交代]

○委員長（北川勝義君） 執行部のほうから教育委員会の説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問がありましたらお願いしたいと思えます。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） 済みません。産官学の連携のほうでちょっと質問なんですけど、5年生の3月ですね、5年生の全部の学習範囲となってるんですけど、これ対象者はタッチパネルしてる学校だけですか。

○学校教育課長（石原順子君） はい。

○委員長（北川勝義君） はい、石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） はい、そうです。5年生全部の学習範囲で黄緑色の部分についてはこの対象の児童になります。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ということは、同じ生徒さんが、これを見ると8月は導入前ですけど12月に導入して3月にやったけど結局下がったという、国語は下がってるという。一つの理由

としては1年間の総まとめだということはあるんですけど、全体的には若干下がってると。タッチパネルで算数のほうは12月には上がったけど、結果的には3月は結構下がっていますよね。何か結果的にどうなのかというんがあれなんですけど、そういうことで理解したらよろしいんでしょうか。

それと、あと下の部分は各校の学校のことが書いてあるんですけど、これは正直、上もそうなんですけど、限定されるんで、これは回収しなくてもいいんですかね。我々が持つとってもしいいんかどうかというのが確認なんですけど。

○学校教育課長（石原順子君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） まず、1点目のベネッセの診断テストの点について御説明いたします。

今御意見いただきましたとおり、12月の成績と比べて3月につきましては成績が下がっているという、これは実際グラフそのとおりではあるのですが、これをもってチャレンジタッチの成果がすぐ見えるかどうかという、ここはまだわからないところだと思います。やはりそこに書いてありますとおり、5年生全部の学習範囲での結果ということもありまして、チャレンジタッチ導入の成果が、逆に言うと12月であれば、学習した範囲のテストであればこのような成果が出たというふうにも読めるので、全体的な結果からいけば成果は出ていると考えております。

また、2のマイクロステップドリルの取り組み結果、これクラス別のが出てはおりますが、これについては回収する等の必要はありません。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） わかりました。2番のマイクロステップドリルの件ですけど、これは上と同じでは、試験結果こうなったというあれは自己評定得点となっておりますけど、それはないんですか。要するに、これをしたからこのくらい大体上がったよとか、平均点がこのくらい上がったよとか、そういったものはないんでしょうか。

○学校教育課長（石原順子君） はい、委員長。

○委員長（北川勝義君） 石原課長。

○学校教育課長（石原順子君） 今言っていただきましたとおり、マイクロステップドリルについてはこれだけがデータです。ただ、自己評定得点在实际の学習の意欲と比するという点については寺澤先生が強く主張しておられるという部分ではあります。

以上です。

○委員長（北川勝義君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） つまりはベネッセもドリルもそうなんですけど、まだ期間が十分でな

いというか、評価するにはということですか。

あと、問題点がデメリットのところを見ると、時間的なこととか、僕らがしたときにもOSの問題とかいろいろの容量の問題がありましたけど、やっぱりそういったことも解決していかないとはっきりしたことが出ないということに考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけどどんなでしょうか。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○学校教育課長（石原順子君） まさにそのとおりで、今後課題となっている部分、特にデメリットの部分については学校にもどのような工夫の仕方があるか、また環境設定については教育総務課とも連携しながら、この課題については解決していきたいと考えております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません。まず、この産官学なんですけど、そもそも産官学という言葉に私はひっかかりを感じてまして、先ほど御説明いただいたところによりますと産と学、これに岡山大学とベネッセさんが共同して学力向上の取り組みをしてらっしゃるということを聞きつけて、赤磐市は参加をさせていただいたんだという立場を先ほど御説明いただいたんですが、であれば同じように類似して全国には産業と学术界が一緒になって取り組んでいらっしゃるような、同様のシステムというようなものがあるように思うんです。それを今度行政の立場として、世の中にこれしかないんで、今岡山大学とベネッセさんしか存在していない、それにも増して同じ岡山ということで距離的にも近い、連携がとりやすいというところでお選びになられてるんであればわかるんですが、そうではなくて時代が移ってこの1年くらいで日本中に同じようなシステムが誕生しているわけですよ。

もしかしたら岡山大学とベネッセさんよりもっとシステムのすぐれていたり、内容的にすぐれていて、赤磐市の子供たちの特性に合っている、そういったようなものがあるかもしれないといったときに、産官学という一つのくくり、この産官学の事業というよううったてをした場合、この産官学のこれは事業になると、ほかに入り込む余地がないということになったら自由競争やあるいはよりよいものを選んでいくというようなそういう可能性の部分というのは損なわれるんじゃないんですか。それをちょっと私は気になるところなので、ほかの事例をお調べになられていらっしゃるのか、産官学というようなものにこだわっていかれるのか、それともそうではなくていいものがあれば随時見直していくおつもりがあるのか、そこら辺のところをお考えがあれば聞かせていただきたいと思いますと思うところと、あと次のページの不登校のお話になってくるんですが、不登校の中でフリースクールなどに通う義務教育段階の子供

が4,196人いたということでもあります。

最近になりましてこのニュースを見ておりましたら、この子たちに対してフリースクールだけではなくて、親御さんたちの独自の計画があって、当該市町村の教育長がそれを認定したならば、それは義務教育と同じ課題を消化したということで、卒業と同じ資格、認定を与えるというようなニュースが流れておりました。そういう中で、こういう独自性というか、非常に先進的なことをしてくるとどうなんですかね、例えばほかの中学校ならば中学校でちゃんと通って勉強している子供たちは先進的な取り組みを受けてカリキュラムを終えていっちゃるといふことになったら、今度は親御さんたちがフリースクール含めて独自の計画を立ててきたときに、遜色のないものにしようと思ったら、これハードル上がるんじゃないですか。それが果たして民間の親御さんたちで同じようなカリキュラムを整えるということができるのかなというところを僕はちょっと不安になってまして、そこら辺を教育長にどんな感じなんか教えてほしいのと、あともう一個、警察本部との相互連携協定についてというのが資料なしで、今のお話を聞くと弁護士さんが気いつけんせえよと、個人情報の取り扱いについては不安定なんで訴えられるようなことがないように気いつけんせえよというようなことを弁護士さんがおっしゃられたということでもありますね。

ということになったら、少年なり、あるいはその親御さんなりが自分が対象になっているのかもしれないということに不安を覚えて、どういう情報の取り扱いになっているのかということで情報開示請求を私たち赤磐市に起こしたとします。そうなった場合に開示ができる内容なのかということを確認したいのがまず第1点。

あと、先ほど総務部のほうから出てきた内容、個人情報保護の条例の一部を改正する条例についてということが出てきてる内容なんですが、マイナンバー制度の導入によって個人情報の保護法の改正に準じた条例改正を行うものだというふうにかかれてます。この中には目的外利用の禁止、情報提供は法で定めるものに限ること等と書かれてるんですが、条例に反するんじゃないかなと思うんです。例えばこの個人情報保護法の改正条例におきましたら、自分の個人情報がどのように明らかにされたのか、扱われたかということに関しては開示することとなっておりますね、請求について。ということになったら、一般の開示請求というようなもので開示するんじゃなくて、こちらのほうで開示すれば自分の個人情報が赤磐市の個人情報保護法改正条例に基づいてどのように利用されたのか、活用されたのかということは知り得ることができるんですか、これ。ちょっとわかりづらかったんで教えていただいてもいいですか。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 個人情報保護条例の関係で開示のお話がありました。今回総務部のほうが出させていただいているのはマイナンバー特定個人情報についての関係でございます。少し取り扱いは違うんですけれども……。

○副委員長（佐々木雄司君） マイナンバーに限定されとるということ。

○総務課長（入矢五和夫君） 今回の改正についてはマイナンバーによるものを追加したような形にはなっておるんです。先ほど今回の警察等との個人情報の取り扱いというお話なんですけど、情報連携については先ほど言われたように何ができるとか、できないかというのは条例のほうでうたっておりまして、身体、生命等にかかわるものだったらいいとか、他の法令で定められているものはいいかということが決まっております。今回の事例がどういうものなのかというのはしっかり検討させていただくと、すぐ返事ができないかなというふうに思うんですけれども。

○委員長（北川勝義君） 何を言よんかいっこもわからん。ほんまわけがわからんことばあ言うる。わかるように説明してくれ。いっこもわかりようらん。

○教育次長（奥田智明君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、奥田次長。

○教育次長（奥田智明君） 1点、産官学の連携のお話をいただいております。この点について、連携協定については平成26年7月8日に提携をさせていただきました。それまでに準備しておったんですが、このおっしゃる産学の連携というのは、うちの把握では県下で唯一であったというふうなことで、岡大とベネッセの共同開発、共同研究をしているものについて、赤磐市のほうがぜひとも一緒にさせてくださいというふうな手を挙げております。まだことしが1年目でございますので、あと2年ぐらいいはこのままで続けたいなというふうには思っております。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

何。どこのこと。佐々木さんの。

○総務部長（馬場広行君） 佐々木さんの関係で。

○委員長（北川勝義君） はい、馬場部長。

○総務部長（馬場広行君） マイナンバー法の関係で、今回個人情報保護条例のほうの改正がございます。この改正につきましてはマイナンバーを利用する場合に限られたものでございますので、今回の県警本部との相互連携についてはマイナンバーを使うようなことにはならないんで、これとはちょっと違うということにつけ加えさせていただきます。

○委員長（北川勝義君） 今、再度確認で言うたら、マイナンバーはこの警察と提携した、7月にした分の、それには使わないということじゃな。

佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） ごめんなさい、当然ながら内容読めばそのところはわかるわけですが、そもそも赤磐市の中で定められてる個人情報というようなもの、この定義、あと保護条例というようなものの意味合いというようなものを考えたときに、赤磐市全体として少年の、赤磐市内の中学校、小学校、要するに公立の学校でありますけども、こういったところで知り得た情報というのもこの条例の範囲内に入ってくるんだと思います。というこ



とはこの条例に則して情報というものの取り扱いにかかっていかなければいけないということになった場合に、マイナンバーというようなものの新しい考え方が入ってきて、条例の改正を受けるわけです。ということになった場合に、新しい条例にマイナンバーの改正条例というようなものが影響を受けて、ほかの個人情報というようなものの取り扱いも変わるのではないのでしょうかと、こういうことを申し上げたいわけです。どうなんですか、整合性とれないでしょ、そうしなかったら。マイナンバーに限るといようなことであれば、個人情報保護法ではなくて、改正ではなくて、マイナンバー保護条例というのをつくらなければいけない、別に。

○委員長（北川勝義君） 入矢課長。

○総務課長（入矢五和夫君） 今回改正をさせていただいたというのは、原則は当然個人情報保護条例というのが今までございました。その中に特定個人情報については情報提供するのが前提のような業務もございますので、その中にこちらについては特定個人情報は除くと、次の行に特定個人情報についてはどうするかというふうな感じで改正をさせていただいております。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、最後。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 最後、弁護士さんが懸念されていらっしゃいましたけども、もしこれで個人情報の取り扱いが気に入らないと、少年法だとか児童福祉法の観点に照らし合わせてもちょっと納得いかないということで、訴訟になった場合どなたが責任とられるんですか、これは。教育委員会なんですか、赤磐市になるんですか、どちらになるのでしょうか。

○委員長（北川勝義君） 話をする、誰が答えるんなら、市長じゃろうがな、おめえ、市長に決まっとうがな、最終責任者じゃろ。

次長。

○教育次長（奥田智明君） 申しわけございません。赤磐市長が責任者だと考えます。

○委員長（北川勝義君） よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） よろしいです。

○委員長（北川勝義君） ちょっと1点、2点もあるんじゃけど、5ページのとこの不登校の、何か新規不登校が減ってきたというていろいろあったんじゃけど、努力してこられたり、年代でえかったり悪かったりもあるんじゃろうけど、こういう状態になってええんじゃねえかとは思よんじゃけど、もっと下がらにやおえんのじゃけど、できたら今やまびこ学級じゃったかな、あれ。

○学校教育課長（石原順子君） はい。

○委員長（北川勝義君） やまびこじゃねえ、違うたんかな。合うとんかな。

○学校教育課長（石原順子君） やまびこです。

○委員長（北川勝義君） このことやこで、不登校でそこへ行く人もおるわな。というて言よ

うたら、今佐々木さんが、副委員長が言うた話じゃねえんじゃけど、もとへ戻るんじゃけど産官学の話、学校で言よんじゃけえ、そこまでしちやれえというはできんのんじゃろうけど、父兄がすんじゃのうて、その対象の年数ですな、例えば5年生がおったとしますが、そこへ行っとなら、そこにはもとの出身校のところがありますが、例えば山陽北じゃってもええし、仁美でもええわな。そこからするようにして同じように対応してあげにやあ、僕は差が出てきて何かなるんじゃねえんかなど。そりゃ、あんたが学校不登校じゃけえ悪いんじゃというて、やまびこ学級行きようけえ悪いんじゃというて、やまびこ学級やこの5年生の対象はこれからやっていく、全部やっついこうかというて考えられる、同じように対応して下さるんかどうか、それを1点ちょっと聞いてえんです。

○教育長（杉山高志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、教育長。

○教育長（杉山高志君） 不登校施設でありますやまびこへ、現在実は在籍している子供が5人おりますが、全て今中学生であります。

○委員長（北川勝義君） 1年生もするんじゃねえんか。

○教育長（杉山高志君） その子の学力のレベルにつきまして、それぞれ学校へ来れてないから学力が低いというような状況の子ばかりでもありませんし、ちょっと対象が……。

○委員長（北川勝義君） そりゃわかるんじゃ。いやいや、1年生もやらせてくれ言うたら、中学1年生も。6年生だけか。

○学校教育課長（石原順子君） 5年生だけです。

○委員長（北川勝義君） 5年生で、次1年になるけえ、6年のをやらせてくれ言うたら、追加が。中学1年が学力テストに出るからというて。ほんなら、もし該当のがおったらどうするん。

○教育長（杉山高志君） 該当の子が出ましたら、やまびここと相談してすぐできるようになりますので。

○委員長（北川勝義君） そうしてほしいということを僕は言うたわけじゃな、言うたんが。

もう一点、指定管理のことなんですけど、僕は指定管理が反対というんじゃのうて、6ページのところに吉井B&G海洋センター、草生テニスコート、草生多目的、吉井グラウンド、仁堀中、多目的広場、ここは本当は公園になってグラウンド・ゴルフだけしょんですよ。それで、これはもうはっきり言うて仁堀がそこへ工業団地をつくって、下山委員は知っとられるけど、仁堀が工業団地をつくったときについて仁堀へ運動公園をつくろうということが条件でやったんですよ。それで、これをやってきて、これは奥田次長はよう知っとるはずです、それやったときの。それはええんじゃけど、ここは僕はせめてこれだけは切り離して、上はもう城南地区の下山さんとの草生というところの、言うちゃ悪いけど一角にあるんですよ、一角というたらおかしいけど一つの場所なんですよ、もう、誰が見ても。じゃけど、この仁堀中の多目的とい

うのはどこにあるというたら、今は名前忘れた、会社がしょうとこの横側のとこ、そこを  
通って入らにゃ入れんような状態のとこなんですよ、場所が。そこでグラウンド・ゴルフをよう  
やりよんですよ。大体、吉井地区の方が順番で回ってきたりするんじゃけど、仁堀中、東、西  
とかという人が往々にしてほとんど使よんですよ。

それで、これだけは別に離して指定管理すりゃえんじゃけど、離して仁堀地区区長会とか例  
えばありますが、そこへ指定管理か何かを受けてもらやええんじゃないかと思う、何ぼか見  
て、お金の金額を変え言うんじゃねんよ。そうしたら、草刈りについても仁堀地区の方が、区  
長会へやっぱり今、夢百笑を中心に頑張らりょうるけん、仁美地区でもええんじゃけどやっ  
てくれると思うんじゃ、区長さんらが皆一体になって、組織が。そっから指定管理やるとい  
うのは、グラウンド・ゴルフしょうる者で管理せにゃおえんよというてやってくれるんで、僕  
はかえってそうしたほうがええんじゃねえかと。そうせなんだったら、もしグラウンド・ゴル  
フしてえとか、仁堀中の人じゃとか、全体で来たときに、ここの指定管理、北川という会社  
がしてから、これは難しいけんこうじゃとか、前があるんじゃたらってややこしゅうなる  
から、それよりや例えば夢百笑を中心にしょうるところでもええんじゃけど、そこにと  
か仁美地区区長会でもええ、仁堀地区区長会でもよろしいわ、そこが持とつたら簡単  
にできるんじゃねえかなとちよっと思うたん。運営管理もできるんじゃねえかと思  
うて、今ちよっと思うたんじゃけど、そういうことはもう無理なんかな。これ全部一  
遍にやるということで、僕はもう仁堀中の多目的は別にええんかなと思ようたん  
じゃけどどんなんですかね。

今言ようたら、課長のほうが8月にはもう公募開始するんじゃというて言ようた  
んで、できたら僕はそれについては仁堀にやってくれえとか、このままで市が持  
とけえという話じゃねんじゃけど、仁堀区へ委託するとかという方法も、やり  
方があるんじゃねえかとちよっと思うんすけどな、どんなんでしょうかな。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） ありがとうございます。私のほう  
が工程的に8月下旬に公募のほうをさせていただきたいというようなことを説明  
させていただきました。これは28年4月1日に向けましての最短の一つの工程とい  
うようなことであります。

今いただいた御意見であります、確かに地理的にも離れたところもあります。それ  
から、使用の頻度、使用の団体等を考えますと、かなり地域性のところも考  
えられると思いますので、きょうこの時点ではっきりとしたことにお答えが  
できませんが、いただいた御意見につきまして、これから緊急に調査と協  
議のほうを進めまして、整理をして、この指定管理者制度の導入の工程  
に入らせていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

何言うたというの、僕はちよっ2点、今言うのは別に受けてくれてすりゃええん  
じゃけ

ど、今までと同じように便利性の、はっきり言うたらグラウンド・ゴルフしかしょうらんのです。地元が練習したりするグラウンド・ゴルフが主なんですよ、はっきり言うて。それに今度は指定管理に持って行ってややこしゅうなって、金額とかというよりは仁堀地区の方が区長会で受けてくれたら簡単にいけるんじゃないかなとちょっと思うたんで、分けていただきてえというのを言いたかったんです。あれが、言い方は悪いですけどB&Gのあるようなところで、並んで500メートルのところへこういうのがあったというんじゃないら僕はええと思うんじゃないけど、西山のグラウンド受けたときも、あのグラウンドも僕自身は別にすべきじゃねえかとあったん、それでも見れるというんじゃないらええがな言うたんじゃ。

今度は野球するとか、そうなんじゃねえから、グラウンド・ゴルフ特定になるからなかなか、これはちょっと削除してえて、  
.....  
.....  
.....できりゃ地域のこと、今後共通じゃねえ考えていただきてえというのを今思うたんで。それでしょりゃあ、夢百笑も今あそこへ活発に、仁美地区は区長さんが出資して皆やりようるから、元気になってやってくれると思うんじゃ。ほんなら、あそこはジュース買うじゃとか、弁当持っていくとかという相乗効果もあるんで、ぜひそういうことを考えていただきたい。

それともう一点が、8月末に公募をする言ようたんじゃけど、僕は8月末がおえんとかというんじゃねんじゃけど、9月議会のときの、議会でこういうことをやりますというの、議会でも、教育長でも話とか説明でも、市長、してくれとってな、やらせてもうらうから言うたほうが、9月になってこういうことをやりますとか報告か何かあってから、委員会で報告でもここではもろうとんじゃけど、そういうびちっとした報告というんか、もろうてから公募を進めたほうがええんじゃねえかと思うんじゃけどな。間に合わんのんかな、やっぱりそういかなんだら、時期的が、どんなですか。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（前田正之君） 本当、今委員長が言われるとおりのところも私たちが思っておりますが、昨年から御協議をいただいて今日のこの状況になりました。業務の工程を考えますと、この8月下旬にぜひともということをお願いをしたいと思っておりますので、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（北川勝義君） それはわかりました。

それからもう一点、僕は名前出す、これもちょっと悪いけど削除、上げてもろうても別に構わんこっちゃけど。今やりよんのが吉井がNPOをつくってやりようるときに、僕個人の考えよ、そこが管理すべきじゃと思うとるわけ、指定管理を受けてやるべきじゃと思うとん。しかしながら、前のときじゃ、料金が上がったたり安うなったりして、この料金のことでできん場合があったら困るという話で、松田委員も言うたように待とうや、近隣のということで1年調査してもろうて、こういう数字が出たんじゃけんやらせてもらおうというて出たんで、僕はやっ

てもらやあええと思よんじゃけど、どこがというのを決めよんじゃねんよ、僕が決めよんじやのうて。

やっぱり地域に密着して地域の方が、おる人が、こういう指定管理の、山陽みてえな大きな人は別にして、吉井じゃったら、あ、友實さん来たんかな言うて、杉山さん来られたんじやなというて、顔を知っとる者が、やりようる者が、そりゃあ1カ月か2カ月しょうりやなれるんかもしれんけど、僕の名前を知っとりや来たからよという、今までやりようる親しみというんかな、スポレクやこが全部やりようりますよ、ほんならそれとまた全然違うて今度はやるのがおかしゅうならんように、別にどっかやっちゃれえという、そこを言よんじゃねんです、誤解のねえように。公募じゃからやっていただきやあええと思よんじゃけど、そういうところを重要視してもらいてえと思よんですよ。そうじゃねんじや、ええんじやと、よそのほうから来さすんじや、構わんのじやというわけにはちょっと難しいなと思よて。

それで、先の将来のことを言うんじゃねえですけど、公募の期間を3年間にしたのは、5年間で前と合うからというて言うけん、何か聞きょうりや合わすようなことを言よんかなと思よて、抱き合わせというんかな、それもええんかもしれんけど、なかなかわからん場合があるんで、同じとこがしてくれりやええけど、そういうことは限りませんのんで、メンバーが違うたりしょうから、3年間は僕はどっちかというたら、これも5年間でえかったんかなと思よたんじやけど、どうしても事務局のほうで3年間でええ言うんじやったら、執行部が言わりよんならそれでええんですけど、ここらでもできりやあ別に合わすことはねえんじやねえかと思よ。そんなこと言うたら指定管理全部を合わせにゃおえんが、そういうこと。僕は何でこういうこと言よるというたら、3年よりはさっきの債務負担行為やこ、バスでも何でも3年よりはせめて5年せにゃあおえんのんですよ。計画やる人が資本投入していく場合戻せれんじやねえかと思よんですよ。

僕はここであえて言わせてもろうたら、このB&Gは特にここで市長初め、教育長初め、皆はっきり言うて補助金、修繕のほうをもろうてこんなことをしてくれることはねえです。やっていただいたんじやけえ、B&Gもほんまに1年以内に資格取得、最低限これはせにゃあおえんけど、そこを償却せずにいけるんじやから、買ったほうがですよ。できるんじやから、僕はもうちょっとやり方というんか、えかったなというようにしてもらわなんだら、わけわからんとは言やあしませんけど、関係者がやるんが一番やりやすいということを書いたかった、スムーズにいきやすいというのを。それで、3年でやるよりは5年ぐらい見とったほうがやりやすいかなともちょっと思よたんで。前田課長が言よた3年で合わしたら、ほな一緒に用意ドンでするんかなと、こういうとり方になったんで、別に3年が悪いとかというんじやねんじやけど、合わすということで皆合わすから3年にしたんじやというのもええかもしれん。

じゃけど、これたまたま補助金をつけて、補助裏もつけて、単市もつけてやっとりましますよ。あるとこのことを言やあ、お金をかけてやらせて、出ていって、また次に返って金かけたと

か、それで出ていって出っ放しじゃとかというたら、それは相当数なお金がかかる。じゃから、僕は市長には言うとする、指定管理のとき、こういうことになったときにどのような責任をとって、どのようなことをやられるんかというて、僕は言うとするから。例えばこれは違うけど、もし資金を単独の1億円かけてやりましたと、業者も入れて、ここもええですね、やりましようというてやったら、業者が3カ月ほどでやめて帰ったら誰が責任とるんと言いたかった。そこらのことも慎重に考えてやらなんだら、これ地域の方がかんでやりよんじやったら、やっぱり地域のことでやらにゃおえんというのも出てきたり、今度は金額的にどうしても合わなんだらどねえか考えようじゃねえかというような方法もあると思う。だから、あえてそういう意味のことで言わせてもらよんと、仁堀中は今言う検討していただきてえということと言いたかったんで、その1点だけ、どうこうせえということじゃねんじやけど、そういう意味もあつて8月の公募はちょっと遅うてもええかというのをこじつけで僕ちょっと言いたかっただけのこと。ぜひそれを考えていただきてえというのを思う、思うというたらおかしいけど、そういう気持ちを言いたかったんで。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長、関連でいいですか。

○委員長（北川勝義君） はい、どうぞ。

○副委員長（佐々木雄司君） 1個関連なんですけれども、前のふれあい公園の指定管理の公募の際にも、僕が一番最初に声を出させていただいて、何をもって今のコナミさんというものが選ばれたんですかというところの、はかるものがないにもかかわらず、特徴だけを上げてこられて、こういう特徴がよかったから、こういう特徴がほかのどこよりすぐれていたからというような、そういう言い方で指定管理が決定されたんだというような、こういう言われ方しました。それで、いや、比べるものがなけりゃ突出してるのかしてないのかわからないので、企業がどういったプレゼンテーションの内容だったのか、公募の内容をちょっと示してくださいということで、ここでみんなで一斉に見させていただいたという経緯があります。やっぱり密室だとは言いませんけれども、執行部のほうで選定委員会というのをつくられて、その中でお決めになられる以上、決められたプロセスというようなもの、これが我々議会のほうは決定を迫られるわけですから、ちゃんと理解した上で決定しなきゃいけないので、常に出していただくような方式をとっていただきたいんです。

実は同じような話がありまして、高橋管財課長のほうには1個お願いをしてるんですが、これはまた別件なんですけども、メガソーラー、桜が丘東の1丁目があります。ここの部分に関しても、何社かこのメガソーラーというようなものの入札にかかわったと、その中で1社が選ばれたと。というのも、いろいろお話を聞かせていただくと、もうそれぞれに自信を持って出していたにもかかわらず、どうしてそこが選ばれたのかということが皆さん説明ができないような状態でくすぶっていらっしゃる方もいらっしゃるし、議事録を見させていただいてもそういうものが残っていないんです。

ですので、そういったところもできたら開示していただくようお願いを私はこの場を通じてさせていただきたいんですが、委員長、もしよければ私メガソーラーの関連の資料を一回目を通したいなと思ってるんですけど、資料提供していただくように委員会のほうからちょっと。

○委員長（北川勝義君） うちの管轄か。

○副委員長（佐々木雄司君） いや、じゃないです。じゃないんですが、関連の資料として、そんなことできないですかね。

○委員長（北川勝義君） どんなんかな。

○副委員長（佐々木雄司君） ただ、管財課というか契約関係ですから、管財課が絡んでるのは間違いないですね。どうなんですかね。

○委員長（北川勝義君） 暫時休憩します。

午後0時52分 休憩

午後0時56分 再開

○委員長（北川勝義君） 再開します。

佐々木委員、よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、よろしいです。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） さっき委員長が言うたのに反対をするという話じゃねんじゃけど、仁美の多目的についてはまだ主要目的の道半ばでもあるし、それから地元の年寄りに管理してもらおうという手合いのものじゃないんで、やっぱりきちっと指定管理として今以上の管理をしてもらおうということで、3年間これ契約なるんじゃから、3年間やってみてもらうて、その結果を踏まえてまた判断するというんならええけど、今の役所が僕から見たらきちっと管理ができとらんというふうに思えとんで、やっぱり指定管理にしてきちっとしてもらえんなら、それを継続してもらうたほうがええし、物が物じゃから地元の年寄りをお願いするというような代物じゃねえと思う。

○委員長（北川勝義君） 違う違う、今言うた下山さんはまたちょっと違うことじゃけえ、地元の仁堀地区の区長会じゃとか、仁美地区の区長会の方でやっていただきやええという話を、指定管理のやり方もしてもらやええということ、委託とか指定管理をという話をしょうるだけで、たまたま一緒の話が、今言う年寄りにしてもらえとか、あそこへ来ようるゲートボールとグラウンド・ゴルフしょうる人にしてもらえ言うたんじゃねんで、そこんところは。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） 意見としてはそういううまくいいぐあいに利用できるような指定管理

も内容なんで、地元でほんならうまく運営管理ができるかという話は、施設の管理はできるかもしれない。じゃけど、やっぱりそうじゃなしにそういう運営管理をしてほしいから指定管理を出すんで、その目的のほうを優先した考え方を執行部のほうで持ってもらいてえというふうに思うんです。

○委員長（北川勝義君） それ要望でよろしいな。

○委員（下山哲司君） はい、要望です。

○委員長（北川勝義君） それで、今言よんじゃけど、僕は要望というんじゃねんじゃけど、地元と相談はしたんかということをしてえわけじゃ。地元のしょうる老人クラブとか、例えば地区でやってねえでしょう。地元とやらずにこりゃえかろうと思うてぼんとやっ取るから。今、夢百笑は元気出して弁当の配達とか、行政がせにゃおえんこととか、宅配もしたり、草も刈ったり、いろいろなことをやりようるから、そこを中心にするから、これはもうはっきり言うて、来年の6月、8月になったらもう仁美の今の市長、うちの行政、JAのほうの、一切のうなるんですよ。今管理者をやりようるのが、全員スタッフがおらんようになるんですよ。機構改革で西山ものうなるとか、笹岡ものうなるとか、可真ものうなるとか、全部のうなるんですよ、今事業所になつとるところが。のうなるんで、そうなったときにどうするんならというたら、もうはっきり言うて、支所は赤磐へ、仁堀出張所はどうなるかわからんけど、そのうち考えていかにゃおえんことが行革では出とらあな、そういう話も。

そのときに一括して、そういうところがあったら、仁堀地域というたり仁美地域がやっ取るから、まとまってもらえるからできる方法が一つあるんじゃねえかというのを言いたかったん。そりゃ、今学校自体が、子供の教育のことも仁堀地区の方がやってくりようるわけ。じゃけえ、やっぱりそういう素質があるからできるんじゃねえかなと今思うたんで、相談して、そりゃ毛頭できるもんか、うちらじゃおえんというて言うたら、それでまた僕が言いたかったのは、それからまたもう一個、下山さんと反対しょうる話じゃねえ僕はグラウンド・ゴルフも行かんし、やりようる方はようけ知つとる、そりゃ行きようる、来られた大会で、逆に言うたら僕は今吉井のやってくりようるようなところが指定管理出てやってくれたらな、こういうことも僕は言よんじゃねんじゃ、なる場合もあるとは限らん。

それじゃねえ場合があったときに今度は困るんじゃねんかということがあるから、それをちよつと僕は言いてえだけで、どうせえじゃのうて、僕は今そういうところは削除してくれ言うたのはとらせやこ言よりませんから、とらせ言うたら大変なことになるから僕はそんなこと言よんじゃねんで、そこんどこわかってくれりゃあ。

○委員（下山哲司君） 3年じゃから、縮めとんじゃから。

○委員長（北川勝義君） それはちよつとわからんけど。

そういうことを要望しときますんで、考え方が仁堀の年寄りにさせとかそういう話じゃありませんので、そこは誤解のねえようなことでお願いします。



松田さんあった。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） だから、その場所がどういう場所か僕もよくわからないんですけど、基本的には指定管理でまとめてお願いしたほうがいいと思います。ただ、さっき言われたように、地元でメインで使われてる状況とかいろいろあると思うんです。グラウンド・ゴルフとかいろいろあると思うんです。そういったことも配慮した上で、しっかりそれを条件の中に入れて、地元を優先に使えるように配慮してくださいということを条件つけながら、指定管理を出していただければいいんじゃないかなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（北川勝義君） ありがとう。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければこれで教育委員会のほうを終わりたいと思います。

続きまして、消防本部のほうをお願いしたいと思います。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、小竹森課長。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 消防総務課からは平成27年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）について報告させていただきます。

資料の2枚目をごらんください。

歳入の受託収入、山陽高速自動車道救急受託事業収入につきまして、高速自動車国道におけます救急業務に関する支弁額が決定したことによりまして、当初予算額578万1,000円としておりましたが、支弁額が596万5,000円と決定したことによりまして18万4,000円の増額補正となっております。

続きまして、雑入、消防団員安全装備品整備等助成金につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金が行います消防団員安全装備品整備等助成事業で30万円の助成が決定したことによる歳入となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

非常備消防費、備品購入費、事業用備品、31万4,000円につきましては、消防団員安全装備品整備等助成事業としまして、簡易無線機一式を3セット整備させていただくものです。

説明は以上です。

○委員長（北川勝義君） 消防本部のほうの説明が終わりました。

委員の皆さん、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） ちょっと1個、山陽高速自動車道の救急受託事業収入が18万4,000円ふえたということは出動件数がふえたということ、単純な話。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 算定の基礎にある救急隊1隊を運用する額というのがあるんですけども、去年の決定額で算定させていただいてる……。

○委員長（北川勝義君） 上がったということか。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） ええ、ことし上がったもんで増額となっております。

○委員長（北川勝義君） じゃあ、これまだ確定じゃねんじやろ。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） いや確定です。

○委員長（北川勝義君） これ26年度で27年度のを確定するんか。もう一遍するんじゃねんか。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） 6月に確定の通知が来とります。

○委員長（北川勝義君） 来とったんか、来とってこれ。単価が上がったというだけじゃな。

○消防本部消防総務課長（小竹森美宏君） そうです。

○委員長（北川勝義君） 僕は出動数がふえたけえ、余りようねえことがふえてなったんかと思うた。よろしいです。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） なければその他で消防本部のほうから。

はい、消防長。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 消防本部のほうから救急車の衝突事故について御報告のほうさせていただきます。

日時は、平成27年8月13日のことですが、桜が丘西地内の救急事案に消防署を12時48分に出動いたしまして、緊急走行で県道岡山吉井線を南進し、五日市交差点手前に差しかかった12時50分ごろ、道路右側の飲食店、これ具体的に言いますけど・・・ですけれども……。

○委員長（北川勝義君） 削除しといて。

○消防本部消防長（木庭正宏君） その駐車場から発信して左側車線、南向きの車線に進入しようとしてきた普通自動車と衝突事故を起こしたものでございます。

救急車につきましては右側側面を破損、相手方車両は左側全部を破損しております。双方ともに運転者、同乗者等にはけがはありませんでした。この救急事故が起きた件で本来の救急出動に約5分程度の遅延を起こしております。あと、この傷病程度等、救急救命士、それから搬送先の医師等に確認しましたところ、5分のおくれによる傷病等への影響はありませんということで確認をさせていただいております。

それから、事故を起こしました車両について、修理を要するということになりますが、予備車を通常隊のほうへ入れまして、4隊運用ということで支障のないような形の効率的な運用を図らせていただきたいというふうに考えております。現時点での責任割合につきましては、赤

磐市がゼロ、相手方が100ということで保険担当業者のほうから報告のほうを受けております。

このたびの事故によりまして、議員の皆様、市民の皆様方の深い信頼をいただきながら遂行しております救急業務であります。このようなことで御心配をおかけすることになりまして、まことに申しわけなく感じております。改めて消防業務の職責を重く受けとめ、二度とこのような事故で御心配、御迷惑をおかけすることのないよう緊急自動車の安全運転の徹底と励行に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御尽力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（北川勝義君） 事故の説明がありました。皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） 変なん言うて、こういう場合、事故しとろう。これはそのときはどうするん。事故をして、どんと5分、終わってすつと行ったということか。現場検証もせずに行くということじゃろ、行くん、現場検証するということ。

○消防本部消防長（木庭正宏君） 緊急自動車、第一要件としては……。

○委員長（北川勝義君） 人命じゃけえ行かにやおえん。

○消防本部消防長（木庭正宏君） とまりまして、そこでの人命救助を最優先とします。あと危険防止、その……。

○委員長（北川勝義君） 僕の言いたかったのは、この救急車が現場検証に30分かかる場合もあるが。人が死んだらというようなこんな程度じゃったら、このまますぐ行くんか、それともかわりの救急車がびゅつと行くんかという、うちの赤磐消防が救急車が100台もあって自由に行けるんじゃったらええけどということを言ようるわけ、僕。

○消防本部消防長（木庭正宏君） わかりました。事故がありましたら、その事故の報告をすぐ受けまして、本署から次の救急隊を出動させております。いかなる場合でもそういう形での最優先をと。

○委員長（北川勝義君） いやいや、ぎょうさんあるわけじゃねえからと今思うたん、何でこういうことを言ようると言うたら、この間も救急車が必要なかつたんがあつたんじゃ。もう僕はどうせ嫌われついでじゃけ、すぐ地区でもそういうことを言うんよ。いけんというて、そねえに使うたらというて言うたんじゃけど、この間から下山委員も言われたり、僕らも言ようた、なるべく救急車使うまあかというて言うたって、難しいばあ言うというてから、バスがわりぐらいなもんで使われてちょっと、たまたまそのときなかつたけんえかつたん。今ようこの時期に、よう死ぬ言うたらおかしい、吉井によう救急車来るんじゃ、ほんまに。気になりよって、またあつたんじゃな言うたら、いや違う、〇〇さんじゃつたというて、病院の足がわりじゃが、こりやもうちょっとかちんときてしもうて、言わにやおえんと思うて言うたんじゃけ

ど、それでも足がねえんで仕方がねえが言うけえ、仕方がねえというて、そげな話じゃねえんじゃけど、行ったら乗すんかもしれん、悪かったなというてあったんで、ちょっと救急車も豊富じゃねんで、対応を厳しゅうやってくれ言うたらおえんけど、大体常連というのはわかるう、言ようることが。常連のはちょっと勘弁願わにゃ救急の人が本当になったとき助からん、後遺症が残るようなことになったら困るんでな。ちょっと要らんこと言うたんですけど、それだけ。

○消防本部消防長（木庭正宏君） はい、わかりました。

○委員長（北川勝義君） 他にありませんか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 要らんことを言うようなんじゃけど、うちへファクスが入った件を前に市長にお尋ねしたわな。

○委員長（北川勝義君） ちょっと待って、消防本部をもう閉めるけん。

ほな、消防本部はないということで終わりたいと思います。

その他につきまして、執行部のほうから何かありましたら……。

○委員（下山哲司君） 今、その他行きようたんじゃろ。

○委員長（北川勝義君） いや、消防のことを言ようたんよ、わしゃあ。

その他で執行部か委員のほうで何かありましたら聞かせていただきたいと思います。

執行部、ありませんか。

はい、下山委員。

○委員（下山哲司君） この前お聞きしたら、そんなことはないというふうに回答していただけりゃあ何も頭に残らんのかじゃけど、その件は差し控えるというて言われたら、何かあるんじゃねんかというふうにしに、前にも言うたように思えんので、言ようりゃ切りがのうなるんで、はっきりそういうことはなかったんじゃというふうに市長に答弁してもらいたいんで、委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長（北川勝義君） 私のほうはファクスで来て、名前はなかって来とる、あの件じゃろ。

○委員（下山哲司君） そうです。

○委員長（北川勝義君） 来ておりました。そのことにつきまして、下山委員さんが私にファクスくれた分で、その日僕は見てなかったんで、帰ったら来とったというんがわかって、そのコピーも持ってきまして、下山さんにいただいたファクスについてはコピーさせていただいて、そのとき。市長のほうへ、こういうんが来とんで回答、調査願いたいという願いはしております。それで、この間のとき市長は何もありませんと言われたんで、どれも全部扱えというたらなるんで、あるとかないとかじゃないんじゃけど、非公開にすりゃええかもしれん、名前のほうは匿名で出しゃええんかもしれん。名前だけ書いていただいて非公表にするというの

を、名前のねえのを皆全部受けた、今まで私もいろいろ委員会してきた中で、名前がねえんで特定の、たつたつた、それは受けてなかったと思うんで、それで一応下山さんに電話では確認したように、市長のほうへは申し入れはしております。市長のほうは、そういうことについてはお答えできませんか何か言われたわな、この間。僕はそれ以上は追求はしてねんですけど、改めてもし市長が、今下山さんがなけりゃねえ言うてくれりゃええと言うんじゃけどあつたんじゃねんか言われたんで、もし答えりゃ同じ答えになるかもしれませんが、どうなるんかわかりませんが答えていただけりゃあ。私のほうは一応皆さんにも個々にお話しさせていただいたのは、名前がねえ、匿名でなつとんのはそこまでし出したら切りがないんで、申し入れただけで終わっております。

市長、何かあったら。

○委員（下山哲司君） 委員長、その前に。

○委員長（北川勝義君） はい、下山さん。

○委員（下山哲司君） 私が言うのは、あしたあさってが一般質問の締め切りになつとんで、大体委員会、こういうのが終わった後に考えよんじゃけど、出す案件を、じゃけどどうもコメントを差し控えるというんとなないというのは全く意味をなさんので、全くそういうことはございません言うてもろうたら、もうそれで考えは終わるんじゃけど、その件についてはコメントを差し控えるというたら何かあるようにしかとれんで、そういうふうにきちっと回答してくださいというてお願いを委員長に。

○委員長（北川勝義君） 私はそういうことが出たんでコピーをもろうて、その日に市長に見てもらおうというか、ほかの人もおられて、対応させていただいたと思います。それで、これ僕も考えようて、名前も書いてない、ああいうことじゃあ、一応言うたけど委員会で諮ることはする必要はねえ、個々には聞かせてもらやええという考えで判断させて、市長が答える。その中でというたら、総務に関係あるんかようわからんような感じもあつたり、内容的にも思うたんで、市長の答弁で僕はえかったかと思うたんじゃけど、そういうことも踏まえて下山さんがもし言わりよんじゃ、そりゃ一般質問やられるんならやりゃあええんじゃけど、別に関係ねえとは言わん、ちょっと総務とはかけ離れとるかなと思うたんじゃ。私のほうは総務委員会のほうにそういう対応させてもろうたという気持ちがありますんで、市長のほうも対応せられたと思うけど、もし答えていただけりゃ答えていただきたいと思うんで。

はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 先般の文書の内容について、どうこう言うもんでありませんけども、私がそういう市民の信頼を裏切るようなことは一切ございませんので御安心ください。

以上です。

○委員（下山哲司君） わかりました。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございます。

それから、その他じゃないんですけど、協議事項入れとかにゃおえんのですけど、その他で結構なんですけど、決算審査委員会があります。決算審査委員に2名出てるようになってきます。委員長ともう一人かな。

どなたでもよろしいんで、2人出られる方があったら出ていただければと思います。

○委員（下山哲司君） 委員長、副委員長でお願いしたいんじゃないけど。

○委員長（北川勝義君） 去年は委員長、副委員長でやらせてもらいました。それで、ことしもそれでよかったら、どんなですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（北川勝義君） ほんなら、そういうことで、委員長の北川と副委員長の佐々木の2人が出ますので、よろしく願いいたします。

他にありませんか。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） 済みません、時間が過ぎて申しわけないんですけど、きょうの山陽新聞にも出ておりましたけど、今映画のロケの真っ最中だと思うんです。市民の方から多くお電話いただいたりとか、関心が高まっているというのは実感するんですけど、先日委員長は参加されたと思うんですけど、製作発表会のときに斎藤工さんと高梨臨さんが発表になりましたけど、そのほかにも前にパート2見たときもかなり有名な方が共演されてるんですね。なかなか小出しじゃないと盛り上げるためにいろいろ作戦はあると思うんですけど、もう少し共演者を発表できる範囲でしていただければ、いろいろ聞かれるもので、全部は言わなくていいと思うんですけど、こういった人も出るんだよという部分で、例えば高梨臨さんとか斎藤工さんは若い方にはすごい人気あると思うんですよ。我々となるともうちょっと知った人が出ればいいのかなというのがあるんで、その辺がどんなかなと、前回パート2見たときにかなり知った方が、あ、こんな方も出てるんだというのがあったんで。きょうの新聞も見たら、今月末でロケが終わりというような話が出ておりました。

そういった中で、もうロケ終わっちゃうとずっと終わっちゃうんじゃないかという心配があるんですね。ある知り合いの方が「でーれーガールズ」を見たんだけど、あのときはすぐぱあっとテレビもやってたけど、今ロケ場所に行っても何のあれもないんだと、せっかくあれだけのことをやったのにロケ場所にはここでこういうことやったとかという、何も跡形がないような状態になってるのは本当にもったいないと。せっかく岡山のいいアピールをしたのに、もうそれで終わってしまったという、でもそれと同じようなことになったらあれじゃなあという話を聞いたもので、そらそうだなあと。これが火つけとなって、来年の公開も含めて、その後もつながっていくように、今回も臼杵市の方か何か来られたんですかね。そういった方もつながっていかなくては意味がないんじゃないかと思うんです。そういった意味で、もう少しアピールしてもいいんじゃないかと。ホームページ見ても、大分前のことがちょっと出とるけど、タ

イムリーな、例えばこの前市役所でやってたと思うんです。ちょうど前通ったら、いっぱいロケをしてたのを、ようけ人がおられた、車もあるから市役所の中でロケしてるんだなと思ったんですけど、もう少しアピールというんか、出してもいいんじゃないかと。じゃないと、ロケも終わってしもうたらすうっと冷めてしまうような、もうちょっと話が広がるような、なかなか相手のあることですから難しいとは思いますが、どんなんでしょうか、もうちょっと出せれないんでしょうか、情報的に。

○委員長（北川勝義君） はい、原田総合政策部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 済みません、映画に関する松田委員の質問ですが、基本ロケ場所なんかはきょうどこでしますというのはやっぱり言えないんです。結局ロケに支障が入ってはいけないんでということで内緒にしてくださいと、この前は市役所でするんで、それでプレス向けにああいったロケ風景の取材をしていただいて、ニュースで流して盛り上げてくれると、唯一ということだったんです。それで、盛り上げてきて、ロケ場所、ここでやったというのは結局ロケ場所の案内看板のようなものをこれからつくって、そこへ置かせていただいてということで考えたり、あとロケ地マップというのが映画の公開に合わせて、ここでロケしました、こんな場所ですよというのを映画の中の風景と、それから現実の現場の風景がダブるような格好でつくっていくというような予定で今考えております。それから、配役、キャスティングなんですけど、プロデューサーのほうとあれして、きょう委員会があるんでということで、この場でお話しさせていただけるのが井上順さん……。

○委員長（北川勝義君） 川藤おったんじゃない。

○総合政策部長（原田昌樹君） 川藤さんはこの間記者会見で来てくれてたんで、主演は高梨臨さんと齋藤工さん、それから特別出演ということでこの前、川藤幸三さんに来ていただいたんで、そのほかで井上順さんとか、あとは津田寛二さん、それから池内博之さん、このあたりが多分お名前を言ったらわかる人かなと。この場で聞いたというようなことで余り、聞かれたら答えていただいてもというぐらいで、プロデューサーと相談して、きょうちょっと用意をさせてもらいましたんで。

○委員長（北川勝義君） はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） いろいろ考えてらっしゃるのはわかったんですけど、ただ例えば市役所に入ったところにこの前撮影した写真をなかなかいろんところに張れないと思うんです。市役所だったら張れるんじゃないか、来た人に、ああここでこういうふうに写真撮ったんやなぐらいは、だから今度ここでやりますよということとは言えないと思うんですよ。終わった後、やっぱりこの前ここでやったんだよというたら、そしたら来た人も、ああ、何かやってるんやなという雰囲気を実感できると思うんですね。だから、もうちょっとそんなサービスがあつていいんじゃないかなと。

○委員長（北川勝義君） はい、原田部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 写真のほうも基本こちらから、俳優のほうはいろいろ問題、事務所との絡みがあるんでちょっと遠慮してくれと言われてまして、実際映画のスタッフの中でスチールカメラマンというのがいて、そこは俳優を撮ってるんです。ですから、そういったスチールカメラマンが撮った写真をいただいて、撮影が終わってからになると思うんですけど、写真パネル展のようなものを考えてるんです、今。現場でこんな写真を撮りましたというのを展示をさせていただいて、市民の皆さんに見ていただくと。

それから、もう一つ言いますと、撮影に使ったような道具もいただいているものがありますんで、そういったものもあわせて展示をして、見ていただくようなことも今計画をしております。

○委員長（北川勝義君） はい、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済みません、そういうことを先方と会話ができるチャンネルがあるのであれば、ぜひお伝えいただきたいんです。女優さんのお名前何でしたか、高梨何とかさん、この方のプロフィール等々見ましたら、好きなものはイチゴだそうです。桃などというようなことは一切書いてません。一説によりますと、過去のインタビュー記事か何かで桃はアレルギーがあるらしいです。これどうするんですか。桃アレルギーらしいですよ、かゆくなるらしいんです。こういうのがもしユーチューブとか、動画サイトとかで出てきたら、これももうマイナスのイメージになるんじゃないんですかね。

○委員長（北川勝義君） もう治ったんじゃろ。

○副委員長（佐々木雄司君） 治ったんだったらいいですけどね。

それと、あともう一個確認をしたいんですが、せんだっての市役所の撮影の風景というのはプレスリリースによるものなんですか、これは。

○委員長（北川勝義君） 原田部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 済みません、桃についてアレルギーというのは初耳でございまして、実際食べていただいて非常においしいという評価を皆さんからいただいております。

それから、市役所のほうの撮影風景ですが、これは製作サイドのほうから、ここでプレスのある入れたいんでお願いしますということで連絡をいただいて、プレスの方へ連絡をさせていただきお手伝いをさせていただきました。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） じゃあ、市役所のほうがプレスリリースしてるわけじゃなくて、製作側がもうやってるということですね。それに対して、市役所のほうからこうこうこうで、製作サイドのほうからプレスリリースしたので取材が入りますよという報告を受けて、よろしいということで了承していると、こういう内容なんですね。

○総合政策部長（原田昌樹君） いいですか、委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、部長。



○総合政策部長（原田昌樹君） 製作のほうからプレスへ連絡してほしいということで依頼を受けて、お手伝いをしたということです、はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） もうちょっと詳しく御説明いただきたいんですが、じゃあ市役所のほうからプレスのほうに、普通は非公開なんだけど、この日はここでやりますから取材にどうですかということで投げかけた、こういう話ですか。

○委員長（北川勝義君） 部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） 製作サイドのほうにはプレスへ個別に投げかける手段がないので、市のチャンネルを使わせてほしいということで、向こうの製作サイドのほうから連絡を受けまして、原稿のほうも向こうがつくって、こちらのほうから連絡網を使ってプレスのほうにはお知らせしたということです。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） いやいや、ほかの撮影に関しては非公開なんだけど、今回市役所で撮影することに関しては製作のほうから要望があったから、この日にここで撮影しますよということをお伝えして、それを受けて取材のほうが入った、こういう内容でいいんですかということをおし上げてるんです。

○総合政策部長（原田昌樹君） そのとおりです。

○副委員長（佐々木雄司君） うそじゃないんですか、それは。うそでしょう。僕の手元にありますが、マスコミ各社には取材のスケジュール配付されてるじゃないですか。僕、手元に持ってますよ、それ。

○総合政策部長（原田昌樹君） 取材のスケジュールっていうのは当日のでしょ。

○副委員長（佐々木雄司君） いえいえ、もうずっと。持ってますよ、僕も。各社マスコミ配付じゃないですか。全然非公開、その中でどこに取材に入ってもらおうかということは個別の対応であって、ここのとこと、ここのとこと、ここのとこは取材に来てもらったら困りますよと、取材はここにしてくださいというやりとりしてるというのが本当じゃないですか。何でそんなうそをつくんですか。

○総合政策部長（原田昌樹君） うそはついてないですよ。市役所で撮影したところの公開で……。

○議会事務局長（富山義昭君） 発言は許可をもらってください。

○総合政策部長（原田昌樹君） 済みません。

委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、部長。

○総合政策部長（原田昌樹君） この前、市役所で撮影をしたのを公開にしたことについては、それは製作サイドから依頼があって、そのところを公開にするので、その時間にプレスに

来るように投げかけてくださいという依頼を受けて、うちのチャンネルを使って報道各社に連絡をしたということなんですけど。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 僕が先ほど確認したのはそのところではなくて、撮影のスケジュールは非公開であると、でも市役所の中で撮影するということを言って、それを受けて来られたんですよねということになって、そのとおりですとおっしゃられたんで、それうそじゃないですかと。経緯が違うじゃないですかっていうことを申し上げてるんですよ。だって取材の方みんなマスコミ各社知ってますよ、新聞社からテレビ局から、週刊誌まで知ってるじゃないですか。全社知ってますよ。その中で、どこに取材に入れるのかということは取材の申し入れをしても、取材を受ける側が拒否をするから、そのところがうまくいかないから取材に入っていないだけで。市役所のものに関しては市役所のほうからあったのか、それは今聞いて市役所のほうからそれはいいんですよということを申し上げたということで、だからそうなんでしょう。だから、取材に来られてるわけで、取材のスケジュール非公開じゃなくてみんな知ってるじゃないですか。

○総合政策部長（原田昌樹君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、原田部長。

○副委員長（佐々木雄司君） 正確に説明してください。

○総合政策部長（原田昌樹君） ちょっと御質問の意図がよく理解できてないんですけど、全体の話をしてるのか、それともこの前市役所で撮影があったところの話をしてるのか、ちょっと理解できてないんですけど、私は市役所のところでの撮影の話だと思ってそうお答えしとります。全体の話という、全体のスケジュールの話ということではお答えしておりませんので、先日市役所へプレスが入ったのがきのう、新聞にこの前出てるわけですから、その質問に対しての対応をお答えしたつもりですが。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（北川勝義君） 佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 議事録残ってますので、後でそれをコピーしてお渡しするんであればお渡ししますが、取材じゃなくて撮影は非公開なんですよと、その中で市役所のほうがプレスに投げたから市役所に取材に来られたんですよねということに関してイエスと言ったから、それ違うじゃないですかと言ってるんですよ。

○委員長（北川勝義君） ちょっとええですか。

全体的な……。

○委員（下山哲司君） その関連で。

○委員長（北川勝義君） 何が言いてえん。わけのわからんような。

下山さん。

○委員（下山哲司君） 別にどっちの擁護するわけじゃねえですけど、ファクスでうちに入れてくれとったのもその関係でしょう。

○総合政策部長（原田昌樹君） この前市役所で……。

○委員（下山哲司君） そうそう、するというのは。

○委員長（北川勝義君） わしは来とりゃへんで、そういなんは。わしは見てねえわ、ファクス。

○委員（下山哲司君） ファクス入っとったよ。

○委員長（北川勝義君） わしは見てねんじゃって、まだ。

ちよっとええかな。

○委員（下山哲司君） その辺をきちっと説明して。

○委員長（北川勝義君） 全体的なことを言ようと、全体のことははっきり言うて報道機関というたら、関係者は知つとる、そりゃ。どどこ行くというのはわからんけど、これは当たり前の話じゃから、そねえな全体のことと、佐々木委員は全体のこととここの非公開という話を結びつけて物を言よったと思う。部長のほうは、市役所でやったときのことを頼まれてこうやったということを言よんで、そこんところはちよっと整理して、ささいなことじゃねえか、佐々木さんには大きいことかもしれん、僕はささいなことと思うとんじゃけど。

僕らもこの間櫻室町へ13日かに取材しようったわな。そのときも5時ごろ、6時ごろ、14日か、いろいろ聞いて知つとる、僕も入って、すぐ今ここでしょんじゃけえ。農協の職員が見に行くとかというて、農協、選果場でしたんもある。そりゃいろいろしてきとるから、そこらは任せてあげりゃええと思うんで、これから執行部のほうへお願いは、今言う佐々木副委員長が言われたように、そこやつとるじゃねえかというてけんか腰じゃねえけど、筋が違うが、こうじゃのうてわかるように、この映画についてはいろいろ関心持って言わりようる人もおられるんで、やっぱりわかるように今度説明できるようにしてやってほしいと思うんです。そういうことで終わらせていただきたいと思うんで。

それから、お願いとして、実は岡山東の農協のほうでこの「種まく旅人」の分で協賛金とかも皆するようになって、その中で特に農協のほうから桃とか、ブドウとかというのは今スタッフが来てやりよんで、カメラマンも監督もおられるんで、ぜひ差し入れしてあげてくださいと言うたら、農協のほうもさせていただくと言ようりましたんで、それは市長のほうへ申し添えときますから。それで、農協だけがすると言うたら、岡山東でいうたら、岡山東は和気、備前、岡山市、そしてこの赤磐市なんです。赤磐市の一部でも全部でやるということで差し入れして下さったりするんで、赤磐市のほうも差し入れをしてあげるようにしてください。それでまた、一つこれは僕ちよっと気になつとるけん、冗談で言うたら答えてあれじゃったら、桃を食べたとかという、高梨さんが桃がおえんという話が出て、削除してくれ、入れとつても大丈夫言われたんじゃけど、ホームページ言うたかな、何じゃ言うたかな、イチゴが好きで桃は

アレルギー、ブログか。

○副委員長（佐々木雄司君） ああ何か……。

○委員長（北川勝義君） 出とったというて、そんなとこまで見て言うんじゃねんじゃけど、関心持ってええ意味で言よんで、悪い意味じゃのうて、もしあるんじゃたらまた今度はブログでも便がありゃ、桃をおいしく食べましたぐれえでもちよっと入れてもろうて。ちよっと今そう思うたんで。

○副委員長（佐々木雄司君） 苦手じゃったんじゃけど食べれるように……。

○委員長（北川勝義君） 食べれるようになりました言うたら全然気分は……。

○副委員長（佐々木雄司君） 赤磐のおかげでと。

○委員長（北川勝義君） 今言う、すげえと思うんで、ぜひそういうこともしてください。それで、僕は撮影したというのもファクスも見ておりませんで大変失礼いたしました、私のほうは。送っとらんの。

知らんのんじゃ。ということです。

なければこれで終わりたいと思います。

以上をもちまして第9回の総務文教委員会を終了いたします。

閉会として、教育長のほうから御挨拶いただきたいと思います。

○教育長（杉山高志君） 委員長。

○委員長（北川勝義君） はい、杉山教育長。

○教育長（杉山高志君） 本日は各部からの事業の進捗状況につきまして、慎重に協議をいただき、御意見をいただきました。いただいた御意見につきましては各部でしっかり検討してまいります。本日はどうもありがとうございました。

○委員長（北川勝義君） ありがとうございました。

それでは、これで終わりたいと思います。大変皆さん御苦労さまでした。

これで委員会を終了いたします。

午後1時31分 閉会